

事件番号 平成26年(ワ)第3340号, 第8875号
次回期日 2015年2月23日午後2時30分
原告 菱木政晴 外
被告 国外2名

原告第3準備書面

(靖國神社の歴史は, 請求を基礎づける重要な事実

一 被告国は, 戦後も靖国神社合祀を積極的に支援)

2015年2月16日

大阪地方裁判所

第18民事部 合議1係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 加島 宏 (代表)

弁護士 中島 光孝 (事務局)

電話 06-6131-3070

FAX 06-6131-3071

上記2名の外8名

(記名捺印欄 別紙)

目 次

第1	はじめに	4
1	本書面の目的	4
2	「新編 靖国神社問題資料集」とは	4
第2	敗戦の直前、および占領期の靖国神社合祀	6
1	新資料集が明らかにした敗戦までの靖国神社合祀基準	6
(1)	敗戦までの合祀基準が判明した経緯	6
(2)	資料から判明した敗戦までの靖国神社合祀基準	7
(3)	厳しい合祀基準と合祀事務手続の意味するもの	9
2	敗戦直後の合祀事務手続も被告国が全面的に担当	10
(1)	陸・海軍省解体直前の臨時大招魂祭執行	10
(2)	陸・海軍省解体後も、旧合祀事務担当者が合祀事務手続を続行	12
(3)	1946（昭和21）年春季合祀祭	14
3	合祀祭禁止から占領終結まで－被告国秘密裏に合祀事務手続推進	16
(1)	GHQによる将来の合祀祭禁止	16
(2)	被告国、秘密裏に合祀事務手続を続行	16
(3)	被告国から同靖国神社へ、合祀関係書類引渡し	18
(4)	この間の靖国神社合祀者数	20
第3	占領終結による靖国神社合祀の推進	22
1	3025号通達まで	22
(1)	国会、政府に靖国神社合祀推進を迫る	22
(2)	被告国、合祀事務手続の表舞台に復帰－未合祀者調査の再開	28
2	3025号通達発令	32
第4	3025号通達体制下の被告国による合祀事務手続推進	37
1	3025号通達体制	37

(1) 合祀事務におけるそれぞれの役割分担	37
(2) 合祀基準	38
(3) 合祀事務手続を推進した被告国の意図	40
2 合祀推進年間における合祀者数	41
3 被告国と同靖国神社の度重なる打合会	42
(1) 役割分担に関する打合会	43
(2) 合祀基準に関する打合会	43
(3) A級戦犯合祀に至る打合会	45
4 3025号通達体制のまとめ	51
第5 結論	52
(別紙1) 靖国神社合祀推進関係年表	54
(別紙2) 靖国神社合祀を3年間で完了する国家計画に基づく打合会一覧表	64

第1 はじめに

1 本書面の目的

被告靖國神社の代理人は、前回（第三回）期日において、「被告靖國神社の歴史等、同神社がいかなる神社かということは、本件訴訟の請求を基礎づける事実ではない。」との見解を陳述した。

とんでもない誤解、さもないければ、最重要の争点から意図的に裁判所の注意をそらさせる誤導である。

靖國神社は創立以来一貫して、敗戦後においてすら、「殉国」をその宗教的価値体系の中心においている。被告国は、新憲法制定後も、その靖國神社へ「全」戦没者を合祀するために合祀事務手続を行って主体的かつ積極的に支援・協力した。被告国のこの主体的・積極的支援・協力がなければ、246万余名を合祀しているという靖國神社の今日是有り得ず、被告安倍が参拝する口実も、原告らの精神的苦痛もなかった。「新編 靖国神社問題資料集」掲載の被告靖國神社提供資料に基づき、その事実を裏付けることが本書面の第一の目的である。

本書面の第二の目的は、上記被告靖國神社提供資料により裏付けられる新憲法制定後の被告国による積極的支援・協力の諸事実は、小泉首相(当時)の靖國神社参拝違憲訴訟に関する2006（平成18）年6月23日最高裁判決（以下、小泉靖国参拝最高裁判決という）が考慮できなかった事実であり、しかもきわめて重要な事実であるから、それらの事実を前提とすれば、同判決の論理と結論は見直されるべきことを指摘することである。

2 「新編 靖国神社問題資料集」とは

国立国会図書館は、小泉内閣時代に内閣総理大臣や閣僚による靖国参拝の是非に関する論議が再燃したことなどを受け、2006（平成18）年1月、靖国神社問題に関する未発掘の歴史的資料、記録の調査・収集作業を開始した。

1 年余りの作業の結果、2007（平成19）年3月28日、「新編 靖国神社問題資料集」（甲15号証の1のCD、同号証の2の抜粋プリント。以下、新資料集という）を国会に提出、公開した。それは、分量的には31年前の「靖国神社問題資料集」（以下、旧資料集という）の6倍にも及び、A4判で1200ページを超える大部なものとなった。

特筆すべきことは、新資料集には、現在も被告靖国神社が所蔵する

- ・ 合祀者の資格審査に関する文書
- ・ 旧厚生省が新憲法制定後も、合祀事務手続の推進を各都道府県に指示した文書

など、これまで被告国や同靖国神社が「存在しない」としてきた資料や、「非公開」にしてきた資料までが多数収録されていることである（その全体が国会図書館のホームページで本日現在まだ公開されており、誰でも閲覧・ダウンロードして利用することができる）。

これら被告靖国神社提供の資料は、これまで霧のベールに覆われてきた靖国神社合祀の実態、とくに敗戦後における被告国の主体的・積極的支援・協力の事実を、かなりの程度明らかにした。

靖国神社問題を考えるうえで決定的に重要なこの新資料集は、小泉靖国参拝最高裁判決の翌年という絶妙のタイミングで公開された。当然のことながら、新資料集が初めて明らかにした、合祀戦没者246万余名中実に200万名を超える部分が新憲法制定後に合祀された事実、及び合祀への被告国の支援・協力の実態は、一審以来最高裁まで同訴訟のどの判決の基礎にもなっていない。

以下、新資料集のために被告靖国神社が提供した資料を読み解き、敗戦後の靖国神社合祀がどのようにしてなされてきたか、その歴史を明らかにし、ひいて被告靖国神社が信教の自由を主張できる普通の「一宗教法人」とは言い難い実態を指摘する。

第2 敗戦の直前、および占領期の靖国神社合祀

1 新資料集が明らかにした敗戦までの靖国神社合祀基準

(1) 敗戦までの合祀基準が判明した経緯

- (1) 靖国神社の敗戦前の合祀基準について、被告靖国神社がこれまで、「陸海軍省で一定の基準を定めていたようであるが、極秘に取り扱われていたため確実なことはわからない。また明文化されたものは無かったようである。(中略)昭和17年ごろ、すなわち大東亜戦争戦没者の合祀審議を行うようになって、はじめて『合祀資格審査内規』のようなものを前例に基づいて作成し、審査委員のみに配布されたようである」(旧資料集3～4頁掲載の被告靖国神社回答文書)と表明していただけで、直接資料はまったく公にされていなかった。

被告国は、まったくの他人事を装ってきた。

- (2) しかし、被告靖国神社の上記回答も、被告国の装いも事実と反していた。実際には、被告靖国神社は敗戦後の1948(昭和23)年秋には旧陸・海軍省から合祀事務関係資料一式を継承し(3項(3)で後述する。被告国にも別本が残された)、「靖国神社合祀者資格審査綴」(全8冊)の第1・2冊として保存していたのである。

被告靖国神社は何らかの意図の下、今回の調査に対してはこれまでの姿勢を転換した。

国立国会図書館立法考査局の新たな調査に応じて、継承した上記資料を閲覧させ、その一部については新資料集に登載することを承諾した(新資料集5頁下段～6頁上段。以下、頁数のみの表示はすべて新資料集のものである)。

「確実なことはわからない。また明文化されたものは無かったようである。」とする前記引用の「事実と反する回答」は、靖国神社国家護持法案が国会で

審議されていた当時の政治状況に影響を与えないよう、同被告なりの考慮を働かせてなされたものであろうと、新資料集の解題者は指摘している（11頁下段～12頁上段）。

- (3) 解題者はまた、靖国神社合祀の基準と手続については、「大正期以降昭和戦前期まで、極めて体系的な基準と詳細な手続による個別の資格審査が行われてきたのである。」と述べ、「体系的基準」の存在と、「詳細な個別審査」の存在を指摘している。

その上で、「靖国神社合祀者資格審査綴」（全8冊）の第1・2冊は被告靖国神社が今なお外部非公開としている「現用文書」であることに配慮して、戦前の陸海軍関係文書のうち資格審査方針の変遷を知る上で基本的なものだけを選定・収録したとしている（5頁下段～6頁上段）。

(2) 資料から判明した敗戦までの靖国神社合祀基準

- (4) このような配慮をしつつ選定・収録された敗戦までの合祀基準の基本的資料は、満州事変以降の戦没者合祀に関するもので、しかもその一部に限られている。

その中に、陸軍大臣東條英機が1944（昭和19）年7月15日付で発した「靖国神社合祀者調査及上申¹内則²」（陸密第2953號）とその添付様式類・記載要領（42～53頁【51】～【65】）、および「靖国神社合祀資格審査内規案」（54頁【66】）、ならびに「（合祀資格審査内規別表）資格審査上留意すべき事項」、「靖国神社合祀者の調査詮衡及上申名簿の調整進達上の注意」（57～64頁【67】、【68】）がある。

- (5) これら内則等が定める合祀に関する「体系的基準」のうち、本体の内則の中核部分を抜粋して掲載すると次のとおりである。

¹ 上司に意見や事情を申し上げること（広辞苑）

² 内部の規則。内規（広辞苑）

第一条 靖國神社の御創建は一に叡慮に出づ 仍ち其の合祀は戦役事変に際し
国家の大事に斃れたる者に対する神聖無比の恩典なり 上申の衝に当たるものは
思を深く茲に致し 常に敬虔にして公明なる心情を以て其の処理に任ずべきものと
す

(中略)

第五条 合祀者の上申は 合祀上申と特別合祀上申とに分かつ

第六条 各部隊に於いて上申すべき者は 満州事変、支那事変、大東亜戦争に関
し死没したる陸軍軍人軍属にして左の各號に該当するものとす
合祀上申

戦死者又は戦傷死者

特別合祀上申

1, 戦地（事変地）に於いて左の各項に該当し 死没したる者

イ、特定の 流行病に罹りたる者

マラリア 猩紅熱 痘瘡 コレラ 発疹チフス 腸チフス・・・

ロ、自己の重大なる過失に因らずして傷痕を受け 若しくは疾病に罹り死
没したる者

ハ、自殺者にして其情状合祀を至当と認むる者

2, 戦地（事変地）以外の地に於いて戦役（事変）に関する特殊の勤務に
従事し 之が為傷痕を受け 若しくは疾病に罹り死没したる者にして前號
に準ずる者

第七条 前条該当者の選衡上特に留意すべき事項左の如し

生死の確度調査を慎重にし 苟も生存の疑いある者を輕挙に上申せざること
死没の原因が戦役（事変）勤務に直接基因の有無を仔細に審査究明するこ
と

(6) 上記内則等が指示するところは極めて体系的・詳細である。しかしそれで
も、同基準に該当する者はすべて合祀されるというほど、合祀は簡単なもの
ではなかった。基準はあくまで各部隊からの「合祀上申」（戦死者・戦傷死
者）と「特別合祀上申」（戦病死者・自殺者等）の資格審査基準にすぎず、
ようやくこれを満たして上申されても、本省における調査による選別が待っ
ていた。

(7) 上申があった者に関する本省における調査手続は慎重を極めた。これを単

純化して表現すると次のとおりであった ―― 各部隊から陸軍省本省の「祭典掛」に提出された合祀上申名簿記載の死没者は、まず本省内部の「合祀資格調査委員会」によって審査される。その審査をパスすれば委員長、次いで陸軍大臣の決裁を受ける。その上で上奏¹して裁可²を受け、ようやく合祀された（65頁【69】昭和20年春靖国神社合祀者資格審査委員会説明要旨、119頁【119】元陸軍大臣官房祭典掛の業務）。

(3) 厳しい合祀基準と合祀事務手続の意味するもの

- (8) 上記のように厳格な合祀基準、およびきわめて慎重な合祀事務手続は何を意味したのか。それは、靖国神社は明治天皇の聖旨により、「国家の大事に斃れたる者」を神として祀り、その遺徳を永遠に顕彰するために創建されたのであるから、同神社に合祀されることは「神聖無比の恩典」（前記内則第一条）とされ、死にざまがそれに相応しい者だけを慎重に選び出すためであった（軍に入る前の生きざまは問われない）。

例えば結核や脳溢血等の通常の病気のため戦場で死亡した者や、重大な過失で戦傷死した者、自殺者で「其情状合祀を至当と認むる者」以外の者等は、特別合祀上申の対象にもせず、注意深く排除された（逆に、非行を重ねて村の鼻摘み者であったり、家族からも見放されていた者でも、極悪人でも、基準にかなった死に方をすれば合祀された）。

- (9) このように靖国神社合祀は、国家のため・天皇のために死んだかどうかだけが基準であり、村や家族にとって生前どのような存在であったかはまったく無関係であった。それは徹頭徹尾国家の論理による、国家のための戦没者の祀りである。祀られた戦没者は国家の神となるのであり、戦争に駆り出されて帰って来なかった肉親を敬愛追慕、あるいは哀訴・追悼する遺族や隣人

¹ 意見や事情などを天皇に申し上げること（広辞苑）

² 君主が臣下の奏する案文を親裁・許可すること。勅裁（広辞苑）

の感情とは別次元の公的な祀りである（被告靖國神社は、合祀に関するこの教義を現在も維持している）。

1938（昭和13）年4月から1945年（昭和20年）1月まで7年間にわたって靖國神社宮司の職にあった陸軍大臣鈴木孝雄が、「靖國神社に就いて」（偕行社記事¹ 特号〔部外秘〕第805号，1941年・昭和16年10月）に記した次の論説は、靖國神社合祀の教義の本質を伝えて余りある（甲16号証・大江志乃夫著岩波新書『靖國神社』136～138頁）。

此の招魂場に於けるところのお祭りは、人霊を其処にお招きする。此の時は人の霊であります。一旦此処で合祀の奉告祭を行います。そうして正殿にお祀りになると、そこで始めて神霊になるのであります。之はよく考えておきませんというと、殊に遺族の方は、其のことを考えませんと、何時までも自分の息子という考えがあつては不可ない。自分の息子^{いけ}じゃない、神様だというような考えをもって戴かなければならぬのですが、人霊も神霊も余り区別しないというような考え方が、色々の精神方面にまちがった現れ方をしてくるのではないかと思うのです。

・・・遺族の心理状態を考えますというと、・・・どうも自分の一族が神になっておられるんだという頭がある・・・。そうでなく、一旦此処に祀られた以上は、これは国の神様であるという点に、もう一層の気をつけて貰ったらいんじゃないかと思ひます。

遺族は戦没者をどこまでも自分たちの肉親として、敬愛追慕の情から追悼し、あるいはそれぞれの宗教・方式でお祀りするであろうが、靖國神社の合祀はそのような私的な感情を切り離れたところのものである、靖國神社に祀られた戦没者はもはや遺族とつながりのある人霊ではなく、国家の神霊だと理解しなくてはいけない、と鈴木孝雄宮司は説いているのである。

2 敗戦直後の合祀事務手続も被告国が全面的に担当

(1) 陸・海軍省解体直前の臨時大招魂祭執行

¹ 事実上の陸軍現役将校団の機関誌。陸軍省兵務課長が編纂部長を務めていた。

- (10) 1945（昭和20）年8月14日、御前会議はポツダム宣言受諾を決定、直ちに連合国に申し入れた。翌15日、天皇は終戦の詔勅を放送し、戦争は終わった。同月28日に米軍先遣隊が、次いで30日に連合国最高司令官マッカーサー元帥が厚木に到着、以後7年間に及ぶ日本占領を開始した。
- (11) 同年9月2日¹午前9時すぎ、東京湾上の米戦艦ミズーリにおいて、連合国側はマッカーサー元帥が代表となり、日本側は重光葵政府代表が日本降伏文書に調印、日本の降伏が法的に確定した。その直後からマッカーサーは矢継ぎ早にGHQ（連合国最高司令部）指令を発し、日本の戦後改革を主導した。
- (12) 同年10月4日、「政治的、民事的及び宗教的自由に対する制限の撤廃に関する覚書」（いわゆる人権指令）を発した。被告国は、この人権指令やその他の情報から、GHQの靖國神社初め国家神道への厳しい姿勢を感じとった。
- (13) そうした中で、靖國神社を所管していた陸・海軍省は、軍の解体後の靖國神社の将来に危機感を抱き、9月下旬頃から、「今直ちに英霊の柱数、氏名を調査するは不可能なるも 事務的処理は今後努力することとし 軍の解散前に支那事変、大東亜戦争等の為に死没したる英霊に対」する「大合祀祭」を実施したいと、関係方面に打診した。

しかし、「祭神の氏名明らかならざるものを帝国の神祇として神社に奉斎することは 神社祭祀の本質上全く不可能のことと思料す」と、靖國神社にも、神祇院にも、宮内省にも反対され、結局この「大合祀祭」構想は実現しなかった（113頁【105】、114頁【106】）。

この経過は、靖國神社合祀という宗教教義の本質を示している。「帝国の神祇として神社に奉斎すること」（＝合祀）は、「祭神の氏名」等を調査し

¹ この降伏文書調印の日付は、靖國神社に合祀すべき戦没者の調査、選定の対象をこの日までの死没者に限定する当面の区切りとして使用されることになる。

た上でなければ「全く不可能のこと」なのである。「祭神の氏名」等調査（＝合祀事務手続）は合祀の不可欠の前提をなす。合祀事務手続なしの合祀は行えないのである（本書面 7 頁(8)の項参照）。

- (14) その後、上記構想は大きく形を変え、同年 1 1 月 1 9 日から 3 日間「臨時大招魂祭」として執行された。その陸海軍省として最後の委員長は、梅津美治郎陸軍大将が務めた。

GHQ の宗教関係将校 3 名が視察する中、同祭では降伏文書に調印した 9 月 2 日以前のすべての未合祀戦没者を招魂し招魂殿に鎮斎して、「氏名等」不詳、柱数不明のまま一括合祀した（1 1 8 頁【1 1 7】【1 1 8】，1 5 2 頁【1 6 7】）。ただ、氏名等が不詳であったため、当然のことながら対象者が正確に誰であるのかの把握も、従来の合祀基準に照らしての適格者の選別もできず、霊璽簿への記載は後日調査を待って行うこととし、この時には行われなかった。

したがって、霊璽簿へ招魂した霊を靖國神社の神体（鏡と剣）へ移す儀式である合祀祭（以下、これをとくに「正式の合祀祭」、「正式合祀」と呼ぶことがある）は執行されなかった。

(2) 陸・海軍省解体後も、旧合祀事務担当者が合祀事務手続を続行

- (15) 1 9 4 5 年（昭和 2 0 年）1 1 月 1 3 日大本営¹が廃止され、続いて 1 2 月 1 日陸・海軍省も廃止となり、陸軍省は第一復員²省に、海軍省は第二復員省に改組された。この時点で、靖國神社合祀手続を担ってきた国家機関が消滅した。

- (16) しかし、被告国も同靖國神社も、「帝国の神祇」（9 頁(13)の項）の合祀を止める意思はまったくなかった。むしろ合祀を継続するため被告国は、旧

¹ 戦時中に、天皇の下に置かれた陸海軍の最高統帥部

² 復員とは、軍人が任務を解かれて帰郷することをいう

陸軍と旧海軍において靖国神社合祀のための調査及び合祀業務に従事していた人材をそれぞれ第一（旧陸軍関係）、第二（旧海軍関係）復員省に転属させ、地方を指揮して合祀未済の者を調査させ、厳しいGHQの目を気にしながらも、「靖国神社未合祀者申告票」を提出させ続けた。

- (17) 陸・海軍省廃止直後の1945年（昭和20年）12月13日付けで第一復員次官が各地方世話部、留守業務部、復員連絡局、復員監部、第二復員省宛に出した「一復第七六号 靖国神社合祀未済の者申告に関する件通牒」は、次のように指示している（121～122頁の【122】～【124】）。

大東亜戦争並に満州、支那事変に関し昭和二〇年九月二日迄に死没したる左記該当の軍人軍属にして靖国神社へ合祀未済の者は 死没者本籍地方世話部に於て調査の上 別表様式に據る申告票を逐次本省に提出相成度

すなわち、臨時大招魂祭で一括合祀した死没者の氏名等を調査して、正式合祀のため、指定の「靖国神社未合祀者申告票」（一人1枚のカード式）に記載して本省に提出せよというのである。この指示により被告国に提出された靖国神社未合祀者申告票（戦前の合祀上申に相当する）は、復員省が合祀適格者をひととおり選別した（戦前の合祀資格調査に相当する）後とりまとめて被告靖国神社に提供された。

- (18) この「一復第七六号」通牒は、その後1986（昭和61）年までの40年間に発せられた、厚生省に保存されていただけでも約100通に及ぶ都道府県宛合祀支援・協力（すなわち、合祀事務手続推進）指示文書の嚆矢であった（1169～1161頁にこれら一連の指示文書の目録がある）。

- (19) 第一復員省と第二復員省は、翌1946（昭和21）年6月24日、一つとなって復員庁と呼称されるようになった。復員庁はその後、厚生省第一復員局・総理府第二復員局、引揚援護庁、厚生省引揚援護局、同省援護局、同省社会援護局を経て、現在の厚生労働省社会援護局となった。

組織は目まぐるしく変わっていくが、合祀適格者の氏名等調査事務を被告

国（厚生省）が主体的・全面的に担い、得られた成果を被告靖國神社に提供する合祀事務手続推進体制は、政治情勢に応じて水面下に潜ったり、微調整が加えられたりすることはあっても、一貫して変わらなかった。

(20) 被告国から合祀事務手続の成果である合祀適格者の氏名等の提供を受けた被告靖國神社は、神社としても再度点検して合祀者を確定し、霊璽簿に記載して招魂済者の正式の合祀祭を行っていく。

(21) また被告国は、臨時大招魂祭では合祀対象者を降伏文書調印の日までの死没者に限定していたが、調査が進展するにともない順次基準死没日^{*}を繰り下げ、対象者を拡大しながら臨時招魂祭を行っていった（氏名を明らかにしない招魂祭についてはGHQも禁止しなかった）。

＊ ちなみに、1951（昭和26）年6月4日時点では、1950（昭和25）年5月末日までに死没した者まで拡大された（152頁【167】）。

(22) 1945（昭和20）年11月24日、軍人恩給停止のGHQ指令が発せられた。これを受けて、「恩給法ノ特例ニ関スル件」（勅令第68号）が発せられ、1946（昭和21）年2月1日から軍人・軍属及びその遺家族への恩給が停止された。

それは、半世紀に亘る海外での戦争遂行を支えてきた経済的支援の廃止を意味した。この措置によって占領軍は、旧軍人・軍属及びその遺家族に対するこれまでのような優遇措置を許さないとする厳しい姿勢を示したのである。

(3) 1946（昭和21）年春季合祀祭

(23) 1946（昭和21）年1月、陸軍大将であった鈴木孝雄宮司に替わって、山階宮家の出身で、軍歴のない筑波藤麿が被告靖國神社の第5代宮司に就任した。同宮司の下で同年4月30日、戦後初の春季例大祭および合祀祭が行われた（GHQはこの合祀祭を視察したが、禁止はしなかった）。

同合祀祭では、前年の臨時大招魂祭で招魂したもののうち被告国が合祀事務手続を完了し、従前の合祀基準を満たしていると認めて被告靖国神社に氏名等を通報した2万6964名（陸軍関係1万6856名、海軍関係1万0108名）が本殿に移され、「正式に合祀」された。この数字は、陸軍関係でいえば、3月末までに届いた5万余の申告票のわずか30%に過ぎない。被告国が行った合祀事務手続において、多数の死没者の合祀資格の有無を判定できず、あるいは合祀資格無しと判定して合祀保留としたためである（138頁【150】の第二の四項2）。

- (24) 上記合祀祭後間もなく、第一復員省業務部長から地方世話部長宛に、合祀事務手続に当っての詳細な注意事項が送られた。合祀祭に当って被告国が上記のように多数の死没者を合祀保留とした理由を読み取ることができる（126～128頁【128】～【130】）。

たとえば、「玉碎、海没、航空自爆等」遺体が発見されないため「戦死確認（認定）」とされているものや、「戦局、戦況の実相上屍体の判別、又は収集整理等が十分に実施困難と認められる部隊或は場所、時期に属する」のに戦死と断定されているものは、いずれも生存の可能性があるとして保留した。また「死因が戦役（事変）勤務と関連性乏しいもの」や「死因が戦役（事変）勤務と関連があると一応認められるが、不適格者の疑いあるもの」等も合祀保留としたのである（126頁【129】）。

なお、1946（昭和21）年4月15日付けの一復第744号「復員留守業務規程」（123頁【127】）は部隊長に対し、「靖国神社合祀を不適當と認むる者に関する理由書」の作成、地方世話部長への提出を要求している（第33条二号4）。

このように合祀事務手続は詳細かつ厳密をきわめ、被告国と地方自治体はその遂行のために膨大な資源を投入せざるを得なかった。

3 合祀祭禁止から占領終結まで一被告国秘密裏に合祀事務手続推進

(1) G H Qによる将来の合祀祭禁止

(25) 前年12月の通牒（前出(17)の一復第七六号「靖国神社合祀未済の者申告に関する通牒」）により、靖国神社未合祀者の調査が軌道に乗ってきたとの認識をもった被告国は、1946（昭和21）年秋の合祀祭に向けて地方に指示し靖国神社未合祀者申告票の提出を急がせた。同年8月末までに、陸軍関係だけでも約12万名（同年春の合祀祭保留者約3万4000名を含む）の申告票が到着したので、うち5万3630名を合祀事務手続が完了した合祀適格者として、9月中旬に被告靖国神社に通報した（前掲138頁【150】の第二の四項2。残りの者は保留）。

(26) ちょうどその頃、G H Qは被告靖国神社側を呼び出し、「今後合祀祭は之を行うべからざること」、さらに「遺族への通知も許可せざる」旨通告した。驚いた被告靖国神社はすぐに折衝に出向いたが、G H Qは聞き入れなかった。

ようやくのことで、すでに臨時大招魂祭で招魂済の1945年（昭和20年）年9月2日までの死没祭神については、氏名等を調査し判明したものから順次本殿内に祀ること（占領終結まで、被告靖国神社はこれをとくに靈璽奉安祭と呼んだ）だけは認めてもらい、「将来の合祀祭禁止」を受け入れた（135頁【141】の『靖国神社祭祀に関する靖国神社とG. H. Q宗教部（主務者バーンズ氏）との交渉顛末に関する件』昭和22年末作成）。

(27) この経過から、間近に迫っていた1946（昭和21）年秋の「合祀祭」は急遽中止され、以後占領軍が撤退した1953（昭和28）年までは毎年前述の靈璽奉安祭のみが行われ、本格的な合祀祭が行われることはなかった。

(2) 被告国、秘密裏に合祀事務手続を続行

(28) 被告靖国神社は、今後の合祀祭執行をG H Qから禁止されたことを同月（昭

和 21 年 9 月) 中に被告国に通報した。被告国は GHQ の姿勢の厳しさに驚いた。第一復員局と第二復員局とが、合祀適格者の「調査をこのまゝ続行するか、或は連合軍に諒解を求め此のまま続行するか、中止するかに就いて」協議した。結局、被告国は表面上は、「種々研究の結果、復員全般に及ぼす影響上已むを得ず申告票の提出を止め 調査を中止するに至った」(150～151 頁【150】要旨の「第二 終戦後の状況」五項)。

(29) しかし、実際には被告国(復員局)の担当者は強い使命感を以て、秘かに合祀適格者の調査等合祀事務手続を続行していった。この間の事情を上記「要旨」は、次のように赤裸々に記している(「一括合祀者人名調査中止後の措置」の項)。

「連合軍の神社に対する指令に伴ひ 未合祀者の調査は一旦中止したが、此のまゝ放置するときは百萬以上の無名の祭神、終戦後死没し合祀有資格幾萬英霊に対し 將又之等の遺族に対し、後世に対し 是に申譯のないばかりか 靖國神社としては此後祭祀を維持存続するためには遺族に基盤を求めなければならない。然るに祭神大多数の個々の人名が判らない様では不可能に付き、第二復員局と協議して合祀事務の名義を止め 生死不明者、死没者究明の一貫作業とすることゝし 窃かに別冊の通調査中止に伴ふ前後措置を地方復員局を経て各地方世話課と連絡して 新たに死没者の連名簿の形式を以て未合祀者の報告を求め之を基に爾後の調査を続行した。」

1946(昭和21)年秋の合祀祭禁止を知り被告国があわてて中止したのは、結局「合祀事務」という呼称のみであった。未合祀者(合祀適格者)の調査作業自体は、熱意を以て、占領軍の目を盗んで継続した。その際、被告国の担当者が、将来の靖國神社祭祀は遺族によって担われざるを得ないことまで見通し、同神社とその祭祀を将来にわたって無事存続させるには、そこに誰が祀られているのか、合祀者の氏名等を明らかにし、合祀者の遺族に通知することが不可欠であると認識していたことは、靖國神社合祀の本質を見抜いたものであった。

(30) 「新たに死没者の連名簿の形式を以って未合祀者の報告を求め 之を基に爾後の調査を続行した」 成果は大いに上がり、同文書によれば、「各地方世話部では種々の障碍を排して連名簿を作製して本局に提出せられ、此数は昭和22年10月末迄（の1年間--原告ら註）に約65萬名に達した。本局では急速に調査し、之を別紙様式の名簿化して靖國神社に通報を準備した。此数60萬餘に達した。」という。

被告靖國神社では、被告国による合祀事務手続の成果の通報を受けて、順次靈璽奉安祭を行っていった。しかし、被告靖國神社が現実に靈璽簿に記載して正式に合祀できた柱数は、1947（昭和22）年春と、翌年春の2回を合わせてもわずかに11萬名足らずにとどまった。

この間、1946（昭和21）年11月3日に政教分離原則を定めた新憲法が公布され、翌年8月1日には、靖國神社は単立の宗教法人となった。

(3) 被告国から同靖國神社へ、合祀関係書類引渡し

(31) 将来の靖國神社合祀が禁止されてから2年後、1948（昭和23）年夏、被告国や同靖國神社を再び震撼させる事件が起きた。被告国が敗戦後も傷痕軍人記章¹を交付し続けていたことが長野県でGHQの目に留まり、占領政策に反するとして即刻中止を命じられたのである。

被告国はGHQの姿勢の厳しさを深刻に受け止め、「本件は祭神調査事務と直接関係はないが、・・・その他の復員庁内部の事情からして、（たとえ秘密裏であっても--原告ら註）調査事務の続行不可能となった」と判断、同年8月2日、復員局担当者が急遽被告靖國神社に出向き、権宮司室において、池田権宮司ら被告靖國神社幹部4名と祭神調査事務引継について協議した

¹ 1938（昭和13）年施行の傷痕軍人記章令に基づき、戦闘や戦闘に準ずる公務のために傷痕を受け、又は疾病に罹った者（甲）、ならびに普通公務のために傷痕を受け、又は疾病に罹った者（乙）に賜与された。敗戦までは戦傷もまた名誉とされ、在世中はこの傷痕軍人記章を着けることを許され、社会的に尊敬され、優遇を受けた。傷痕軍人記章令は戦後も廃止されずに生き残り、本件を引き起こす結果となった。

(149頁【163】祭神調査事務(＝合祀事務手続－原告ら註)引継の件のA「本問題の発生の原因」の項)。

(32) いずれも被告靖國神社による記録である140頁【151】，148～150頁【161】～【164】の記載内容を総合すると，上記協議以降同年11月までの約4か月足らずの短期間に，被告国と同靖國神社の担当者間で，靖國神社合祀継続のため，次の事項が繰り返し慎重に協議・合意され，実行に移されたことが明らかである。

① 被告国がこれまで行ってきた祭神調査事務を今後どうするか

→ 被告国としては1948(昭和23)年9月以降中止

② 被告国保有の靖國神社未合祀者申告票等の処理をどうするか

→ すでに被告国で収集済の申告票約30万名分，および連名簿約120万名分は被告靖國神社に引き渡す。被告靖國神社はGHQとの関係を特に留意して保存すること

③ 被告国保有の「靖國神社合祀資格審査方針綴」，「靖國神社合祀関係諸條規綴」の処理をどうするか

→ いずれも被告国に別本を残し，被告靖國神社に引き渡す。被告靖國神社はGHQとの関係を特に留意して保存すること

④ 未合祀者の調査を今後どうしていくか

→ 未調査の残数は約50万名と推定しているが，申告票・連名簿の作製送付を指示できなくなったので，今後は地方世話課の発令した公報各一部を復員局でとりまとめ，これを被告靖國神社に回付する方法により未合祀者を通報する(遺族の自発的申出により合祀してはどうかという案が出たが，被告靖國神社としては，合祀適格者を全部網羅できない，合祀不適格者も合祀する結果となる，との理由で賛同せず)

(33) このような事情から，1948(昭和23)年12月以降，占領終結の翌年の1954(昭和29)年までの5年間，被告国は地方で発令された公報

をとりまとめ、これを被告靖國神社に回付して合祀適格者を選別・決定、合祀させるという形をとった。

- (34) 被告靖國神社はこの期間は、被告国から引渡しを受けた「収集済申告票約 30 万名分、および連名簿約 120 万名分」（計 150 万名分）を整理し、これに記載された合祀予定者名を既合祀者の祭神簿と照合して重複者を排除したり、死亡日・死亡場所・所属部隊等から死亡原因（合祀資格）に疑問がないかを調査したりの作業を行った。新たに回付を受けることになった公報に記載された死没者についても同様の作業を行った。

すなわち、靖國神社が宗教法人となって以降もなお被告国が行っていた合祀事務手続の多くの部分を引き継いだのである。その上で、死亡の事実が確かで、死亡の原因が従来の合祀基準に合致し、かつ重複合祀ではないことが確認できた死没者について、正式合祀をしていった。

- (35) 新憲法制定後も被告国がしていた合祀事務手続の多くを、初めて被告靖國神社内部で行うようになったことや、申告票・連名簿・公報には重複や、生存者を記載する等の誤りがあり、死亡原因が不確定な記載等が多かったことから、確認に時間を要したり、確認できないものが多数発見されたり、合祀は遅々として進まなかった。

(4) この間の靖国神社合祀者数

- (36) ここで、敗戦後、占領終結の前年 1951（昭和 26）年までの年ごとの合祀者数（陸軍・海軍関係合計）を記載しておく（152 頁【167】記載の集計による）。なお、創建から 1945（昭和 20）年までの合祀者数は約 37 万 5000 名にとどまる。

1945（昭和 20）年	0（臨時大招魂祭のみ）
1946（昭和 21）年	2 万 6 9 6 4（合祀祭）
1947（昭和 22）年	5 万 9 3 5 2（霊璽奉安祭）

1948（昭和23）年	4万7706（霊璽奉安祭）
1949（昭和24）年	3万0146（霊璽奉安祭）
1950（昭和25）年	12万1145（霊璽奉安祭）
1951（昭和26）年	6万5179（霊璽奉安祭）
（計）	35万0492

(37) 第22回国会の「衆議院海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会」（昭和30年7月23日）に参考人として出席した被告靖國神社の池田良八権宮司（当時）はその時点で、敗戦当時の未合祀者数は約200万名と推計している（396頁【390】）から、上記6年間の合祀者数は未合祀者数の2割にも達しない遅々たるペースであった。

なお池田権宮司は、同じ会議の席で、「結局、ただいまどうなっておるか」と申し上げますと、お名前をお調べいたしましてご本殿におおさめ申しあげましたおみたまが、大体七十六万柱ばかりいらっしゃいます。・・・あとまだ大体百二、三十万のおみたまが、その霊璽簿に謹戒されない方々がおいでになります」とも述べているから、1952（昭和27）年から1955（昭和30）年春までの3年半の間の合祀者は、ややペースが上がって約41万名であったことになる。

(38) なお、念のため付言すると、敗戦の1945年（昭和20年）年までの合祀者数約37万5000名のうち約10万名は戊辰戦争以降日露戦争までの戦没者）であった。このことは、中国との15年戦争以降第二次世界大戦終結までの200万人を超える戦没者のほとんどが合祀未了であったことを意味する。

第3 占領終結による靖国神社合祀の推進

靖国神社合祀への被告国の主体的・積極的支援・協力の法的評価という観点では、1946（昭和21）年11月3日の新憲法公布が重要な区切りである。しかし支援・協力は新憲法公布後も変わらず継続していた。その実態という観点で、1952（昭和27）年4月28日の講和条約発効・占領終結以降の時期を観ると、大きく2期に分けられる。1956（昭和31）年4月19日付「援発第3025号」（以下、3025号通達という）までの4年間と、それ以降である。

1 3025号通達まで

(1) 国会、政府に靖国神社合祀推進を迫る

(39) 1951（昭和26）年9月8日、サンフランシスコにおいて対日講和条約と日米安全保障条約が調印され、両条約とも翌年4月28日に発効した。これによって、GHQは解体、占領軍としての連合軍は撤退したものの、アメリカ軍は今日に至るまで日本に駐留を続けることになった。

(40) 占領の終結とほぼ同時の1952（昭和27）年4月25日、戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下、援護法という）が成立、同月末日公布され、同月1日に遡って適用された。1953（昭和28）年8月1日には恩給の一部を改正する法律の制定により軍人恩給が復活した。

(41) このような社会情勢の変化を背景に、国会では、占領終結を目前にした1952（昭和27）年冒頭から3025号通達による被告国の合祀支援・協力が軌道にのる1956（昭和31）年まで、まるで堰を切ったように靖国神社合祀や遺族への合祀通知の推進を政府に迫る議員の発言が相次いだ（354～421頁【356～393】）。敗戦の前後を通じて、国会議員に代表される支配層の意識には何の変化もなかったことが驚きである。

以下、その主要なものを(42)から(44)まで三つ取り上げる。当時の国会議

員の意識もさることながら、新憲法の政教分離規定による制限を一応口にしながらも本音では議員の発言に呼応する政府側委員・大臣の姿勢が際立っている。少々長くなるが、核心部分のみ抜粋して引用する。いずれも本会議ではなく委員会における発言である。

- (42) まず、1952（昭和27）年7月30日の第13回国会衆議院海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会で、川端佳夫委員（議員）が、占領軍が去ったこの機会に靖国神社合祀および遺族への合祀通知を推進すべきだ、費用も国で出すべきだと主張して、木村忠二郎政府委員（引揚援護庁長官）との間で次のようなやりとりを展開した（371頁【364】）。

○川端委員

・・・こうして独立し、そうして関係方面の干渉もなくなつた今日でありますから、私はこの機会に伺いたいと思うのであります。が、まず26年の5月31日までに合祀されております英霊が150万ある。この150万というのは、まだ遺家族に対して正式に合祀されたという通知が出ておらぬと聞いております。・・・このことは事実でありましょうか、お伺いいたします。

○木村（忠）政府委員

靖国神社に対しまする祭祀につきましては、昭和21年で行ってまいりましたか、一応靖国神社に全部の祭神を祭祀するという事で、御祭祀申し上げてあるのでございます。・・・そのうちで、祭神として祭神名簿に登載いたしまして、そうしてこれを合祀をいたしまして、さらに遺族に全部通知をしてしまつた、済んでおるといふものが、27万7950ということに相なつております。従いまして、大多数のものにつきましては、今お話がございましたように、通知が未済なのでございます。・・・

・・・われわれといたしましてはできるだけすみやかにわれわ

れの方でお手伝いをいたしまして、つまり憲法に違反しない限度におきましてお伝いすることを考えなければならぬというので、ただいまどういうふうにしたらよろしいかということにつきまして、靖国神社の側と相談をいたしながら今準備を進めておるわけであります。・・・この通知は單なる普通の手紙ではいけないのであります。従いましてこれにつきましては、相当鄭重に扱わなければなりませんので、経費といたしましては相当多額の経費があるのであります。現在の靖国神社といたしまして、それだけの経費がちよつと出にくいような状況でございますし、またその事務を処理いたします諸経費等につきましても、相当多額のものがかかるようでございます。従つてわれわれといたしましては、これをいかにしてうまくやるかということにつきまして、目下研究をいたしております。できるだけすみやかにできますようにいたしたいと考えております。

○川端委員

御事情は一応承りました。役所としてもやりにくい立場がございましょうけれども、靖国神社の関係は、国民の感情の上から行きまして非常に注目を浴びておる点であります。私は何か方法が講ぜられなければならないものだと思うのであります。・・・われわれのところにも遺家族の方から盛んにこれの陳情を受けております。従つてこれは聞くところによりますと、全部通知をすると一億いるとかいう話も聞いておりますが、・・・一億くらいの程度のものなら、・・・役所の方で具体的に何か方法はないのでありましようか。・・・

○木村（忠）政府委員

神社のお祭りに関しますことは、すべて宗教的な問題になり

ます。従いまして、これは現在の憲法の解釈からいたしますと、それに関しまするものに直接国が金を出すということは、憲法上はどうしてもできません。

従いましてこれに対しまして、いかにしたらよろしいかということにつきましては、われわれといたしましても十分研究いたしたいと思っております。

- (43) 二つ目に取り上げるのは、3年後の1955（昭和30）年6月22日の第22回国会参議院予算委員会でのやりとりである。靖国神社合祀に直接関わる経費を約1億円と見積もっていた佐藤清一郎委員（議員）と川崎秀二厚生大臣との間で、これを国費でまかなえないかに関して次のようなやりとりが行われた（390頁【385】）。

○佐藤清一郎君

・・・この合祀者の通知状、これが7070万円ばかりござい
ますが、それから祭神簿費、これが1770万円、それから索引簿費、これが1080万円と、大体1億程度のものは、どうしてもこれは厚生省におきまして・・・今の引揚者援護費等のうちにおきまして何とかせなければならぬ私は費用ではないかと考えるのであります。・・・こういったような、遺族に対する処遇の一環といたしまして靖国神社のどうしても出さねばならぬような経費というものは、寄付というようなものによってまかなうべきでないと考えるのでありますが、これにつきまして川崎厚生大臣の所見を承わりたいと思います。

○国務大臣（川崎秀二君）

・・・靖国神社の合祀がおくれているということについては私は御遺族の心事を思うときにまことに遺憾のことと存じております。しかしながら、御承知のように靖国神社は今日では宗教団体

でありまして、・・・国が直接合祀に対して援助をいたすわけには参らないことをはなはだ遺憾に思っておる次第であります。・・・しかしなお政府の気持といたしましては、法の許す範囲内でもって何らかの方法でお手伝いをいたしたい。その措置を今日研究をいたしておるような次第でありまして、この点は十分に御了承願いたいと思うのでございます。

- (44) 最後に取り上げるのは、同年（１９５５・昭和３０年）の１２月８日の第２３回国会参議院予算委員会における堀内一雄委員（議員）と山下春江政府委員（厚生政務次官）とのやりとりである。二人のやりとりから、昭和３０年度予算には一時「靖国神社合祀推進費」の性格を有する２８００万円の予算措置がなされたこと、しかし憲法違反であるとの指摘があり結局それは予備費に組み込まれてしまったこと、これを受けて昭和３１年度予算に改めて「合祀調査費」の性格を有する予算要求がなされたこと、政府は合祀に直接関係する費用についても今後検討していく姿勢であったこと等が明らかである（３９０頁【３８５】）。

○堀内委員

私は戦争でなくなった英霊の靖国神社合祀の問題で厚生政務次官にお伺いしたいと思うのであります。・・・

先般の戦争でもってなくなった英霊２００万の中で、まだ１１０万柱以上のものが靖国神社に合祀されておらないのでございますが、まずこの現状についておわかりの程度をお伺いいたしたい。

第二は、この前の特別国会の際に、・・・靖国神社へ合祀促進のために、特別な意味において、２８００万円だけ一時予算の中に計上したのが憲法違反になるというようなことで、それが予備費の中に入ってしまった。その後において、これを適当な方法で処理しようというようなことであったにかかわらず、・・・やは

り依然として憲法の関係があるので、この金がやみからやみに今消えてしまいそうな状態になっているのでございます。こういう問題についてももしおわかりでございましたら、ある程度お伺いいたしたい。

○山下政府委員

・・・先生のお話の通り、憲法の建前上、ただいまの場合では、どうしても政府が直接合祀に参加することは適当でないと思います。

これまでも、合祀のために靖国神社から厚生省に対して経歴等の照会がございました。これに対しましては、復員業務の一環といたしまして調査の上、回答を行なっておったのでございます。この業務を進めることによりまして、靖国神社の合祀の促進に役立つことができると考えております。ただ、いま未だ合祀されていない方の数は、お説の通り約110万柱になっておりまして、今後、今のような状態でございますと、おおむね3年間には合祀を終ることができるであろうと考えております。大体それが遂行できるように、事務を運んでおる次第でございます。・・・

○堀内委員

今の未合祀の方は、3年以内にできるということは事務当局の計画かもしれませんが、・・・現在の状態を見て、3年以内にできるということがどうして言えるかと思うのであります。厚生省の今の事務手続の方でもってある程度までやる、また今度予算が出るということを若干聞いておりますが、私は今のような状態では、3年以内にできるなどということは、絶対にないということをごここで申し上げたいのでございます。そういう意味からも、・・・ここは真剣に政府部内におきましても取り上げられ、・・・特別

に御努力をお願いいたしたいと思います。

○山下政府委員

・・・どうも言うことが当てにならないというおしかりでござ
いますが、そういうことのないように、この３年間にこれを貫徹
することができますように、初めて今年新たな予算を要求いたし
ました。この予算は、３年間に完成するという目途のもとに計上
いたした予算でございます。これをぜひ通過させていただいて、
所期の目的を達成したい。かように考えておる次第でございます。

(2) 被告国、合祀事務手続の表舞台に復帰 — 未合祀者調査の再開

(45) 占領終結および国会論議を追い風にして、１９５４（昭和２９）年頃から、
被告国が再び靖国神社合祀事務手続の表舞台に戻ってくる。被告国が未合祀
者の調査および合祀資格審査を再開しようとしていたことを示す厚生省引揚
援護局復員課の文書が残っている。同年３月１５日付けの「旧陸軍関係靖国
神社合祀について（案）」と題する文書である（１９３頁【１８１】）。同
文書には次のように記載されている。

一 要旨

旧陸軍関係靖国神社未合祀者（昭和２０年秋の大祭前に死亡した者で実質的に
は合祀されているが霊璽簿が奉安されていない者を含む。以下同じ）約１５０万
柱の速やかなる合祀を図る。

これがため

- (一) 世話課は未合祀者中援護法の年金弔慰金を可決裁定された者のうち 明確に
従前の合祀基準に該当する者について あらためて速やかに合祀^{ママ}手続をする。
- (二) 前号以外の者の合祀要領については、なるべく速やかに研究のうえ措置する。

二 要領

- (一) 靖国神社は、昭和２０年合祀者中の通知未済者及び昭和２４－２８年合
祀済者を本年 月までに左記様式靖国神社合祀者名簿をもって世話課に通知
する。

(靖国神社合祀者名簿の様式、およびその註書きは省略－原告ら)

- (二) 世話課は 昭和13 年以后死亡し 援護法の年金弔慰金を可決裁定された者
の中の未合祀者の中で 明確に別紙の従前の合祀基準に該当する者について
左記様式祭神名票を調整して靖国神社に送付する。

(祭神名票の様式、および以下の記載は省略－原告ら)

同文書は(案)とは題されているものの、被告靖国神社にも交付され、同被告が所蔵する「昭和26 年以降昭和33 年まで 審査関係綴」に編綴されていたこと(1185 頁参照)、および同文書には国と靖国神社の作業分担が具体的に示され、後の3025 号通達に通じる内容であること等から、被告国がこの頃から合祀事務手続の表舞台に復帰し、靖国神社未合祀者調査および合祀資格審査を一部再開していたか、少なくとも全面的に再開する準備をしていたことが明らかである。政教分離など「どこ吹く風」の感がある。

- (46) それから2 年後の1956 (昭和31) 年1 月23 日には、被告国(厚生省引揚援護局復員課)が被告靖国神社に出向き、「昭和31 年度政府予算に戦没者調査費480 万円の計上見通しが出来たので 靖国神社合祀事務の状況を聴取し 打合せ」を行った(194 頁【182】)。前記(44)で紹介した参議院予算委員会で、山下春江政府委員が「この3 年間にこれ(靖国神社合祀－原告ら註)を貫徹することができますように、初めて今年新たな予算を要求いたしました。・・・これをぜひ通過させていただいて、所期の目的を達成したい。」と答弁してからわずかに1 か月半後のことである。

- (47) 上記打合せから2 週間後の同年2 月9 日、被告国と同靖国神社とは「これからの靖国神社合祀事務打合会」を引揚援護局の調査部長室で開催した。この打合会で、「予算を検討した結果」未作製の合祀名票(＝祭神名票)は引揚援護局と被告靖国神社とが分担作製することになっていたものを(昭和29 年10 月合祀を除き)復員課が全部作製するように、また祭神簿は引揚援護局が作製することになっていたものを被告靖国神社が全部作製するように

役割分担を変更した。

(48) 同月 11 日、厚生省は、再開後の靖国神社合祀および合祀事務の進め方についての考え方をとりまとめ、引揚援護局復員課長名で各都道府県世話（援護、社会）課（部）長および各復員連絡局、同支部長宛に発した。それが「復員第 76 号 今後における靖国神社合祀事務協力要領について」である。同文書には別冊「旧陸軍関係靖国神社合祀事務協力要綱（案）」および「同要綱案についての説明」が添付されており、2 月 20 日までに同要綱（案）についての意見を求めている（198 頁【187】、195 頁【184】、197 頁【186】）。

(49) その要綱（案）には、「大東亜戦争戦没者の合祀を今後概ね 3 年間で完了することを目途として、その合祀事務に協力する。」こと、および「神社合祀事務体系を概ね終戦前のものに準じたものに改める。」ことが方針に掲げられていた。具体的な作業手順としては、「都道府県が合祀予定者を選び、引揚援護局に報告する。これを審査したうえで援護局が合祀者を決定し、靖国神社に通報する。」こと、および「神社は援護局の通報に基づき合祀の祭典を行い、合祀通知状を市町村役場などを通じて遺族に送達する。」との計画と分担が示されていた。

この要綱（案）の「説明」では、「戦没者の合祀は形式的には靖国神社が行うものであり、国及び都道府県はこれに協力するものである。」としつつも、「合祀者の選考に関する限り実質的には国及び都道府県でなければ実施不可能である。そこで、明年度以降においてはこの事務の実体に即応するよう事務体系を改める」との理由を述べた上で、「従来靖国神社で選定し決定していた合祀者を、今後は都道府県が選定し、厚生省で決定し、靖国神社へ通知するというように改めたのである。」と解説している。

被告国が地方自治体をも指揮して、再び合祀事務手続を全面的に担当する方針を明確にしたのである。

(50) 合祀者を「従来靖国神社で選定し決定していた」（合祀事務手続を被告靖国神社がしていた）との記載は、戦後の靖国神社合祀に関する説明としては不正確である。旧陸・海軍省解体後1948（昭和23）年秋に中止するまでは、戦後においても被告国（復員省、復員局、復員庁等、のちの厚生省）が戦前からの合祀基準に基づき合祀適格者を選定、これを被告靖国神社に通報していた事実がある（第2の2項（2）参照）。被告靖国神社が合祀基準に照らして自ら合祀者を選定していた期間は、被告国から合祀事務を引き継いだ1949（昭和24）年から5年間ほどのことではない。しかもその期間中でも、被告国は死亡公報を取りまとめて被告靖国神社に送付する形で、死没者を同神社に通報していた（第2の3項の（3）参照）。それなくしては、建前上一宗教法人にすぎない被告靖国神社であるから、そもそも死没者を認知することすらできなかった。

(51) 次いで1956（昭和31）年2月25日、厚生省引揚援護局次長名の「二
次第31号 旧海軍関係靖国神社合祀事務について」と題する各地方復員部
長宛の通知（199頁【189】）が出された。同通知は、次のように指示
している。

復員関係諸官庁は、靖国神社未合祀者の合祀諸事務を概ね昭和33年度末までに完了することを目途とし、その事務に協力することとなったが、本件につき神社当局と打合せの結果、左記のとおり事務を取り進めることとしたので了知のうえ、し
かるべく取り計らい願いたい。

記

- 一 本事務は概ね終戦前のものに準じて行う。即ち神社当局よりの次回合祀要素（柱数その他）に基づき、在籍庁にて予定者を選衡のうえ、引揚援護局に通報する。
- 二 引揚援護局は、在籍庁の報告を審査して合祀予定者を決定して神社に通報する。
- 三 神社は、引揚援護局よりの通報に基づいて合祀者を決定し合祀の祭典を行い、その遺族に合祀通知をする。

(以下、省略)

ここに指示されている役割分担は、昭和33年度末までの概ね3年間で合祀を完了するために、被告国が合祀事務手続を行って「合祀予定者」を決定し、被告靖国神社に通報する、被告靖国神社はこの通報に基づき「合祀者」を最終決定して「合祀の祭典」を行うというものである。これこそ、戦後旧陸・海軍解体後続けられていた被告国による靖国神社合祀事務手続と被告靖国神社による合祀という役割分担そのものである。

この点は、同月中に作成された「旧陸軍関係 靖国神社合祀事務協力要綱（第二案）」においても「神社は（引揚援護局から一原告ら註）送附された祭神名票にもとづいて合祀者を決定し、春秋二季に合祀祭典を執行する。」と変更されており、厚生省が合祀者を決定するとの記載は消滅し、厚生省が祭神を決定することの憲法上の問題が意識されていたことがうかがえる（200頁【190】の四、五項）。

(52) 上記のような打合せ、検討、調整を経て、占領終結後の靖国神社合祀の枠組みである3025号通達の内容が確定されていく。同通達が出される1956（昭和31）年4月19日まで、あと2か月の時期であった。

2 3025号通達発令

(53) 周到な準備を重ねた上で、被告国は1956（昭和31）年4月19日、厚生省引揚援護局長名で、援発第3025号「靖国神社合祀事務に対する協力について」と題する通知（204～205頁【192】【193】【194】）を発した。その本体は、次のとおり簡単なものであった。

靖国神社合祀事務に対する協力について

標記について、別冊「靖国神社合祀事務協力要綱」及び「昭和三十一年度における旧陸軍関係靖国神社合祀事務に協力するための都道府県事務要領」により処理せられたく通知します。

(54) 上にいうところの別冊「靖国神社合祀事務協力要綱」(204頁【193】)

は、次のとおり、通知本体にはうかがえない率直な表現で、被告国が被告靖国神社の合祀事務への支援・協力を指示している。一部を除きその全文を引用する。被告国の本音がうかがえる。

(事務協力についての基本観念)

- 一 復員業務関係諸機関は、法令に基づくその本然の事務の限界において、かつ、なし得る限り好意的な配慮をもって、靖国神社（以下、神社という。）合祀事務の推進に協力する。

(事務処理の時期的基準)

二 略

(協力事務の内容)

- 三 協力事務の主体は、戦没者の身上事項の調査に関する事務とする。
その外、合祀通知状の遺族への交付についても、事情の許す限り神社に協力するものとする。

(事務要領の大綱)

四 事務要領の大綱は次のとおりとする。

- 1 神社は、合祀者決定のため、戦没者であって一定の合祀資格条件に該当する者及びその者の身上に関する事項を、引揚援護局に照会する。
- 2 照会に対し、旧陸軍関係については都道府県、旧海軍関係については引揚援護局及び地方復員部が担当して調査し、その結果を所定のカードに記入して、これを引揚援護局がとりまとめ、靖国神社に回付する。
- 3 神社は、引揚援護局より回付された戦没者のカードによって合祀者を決定し、春秋二季に合祀の祭典を執行する。

神社は、右の合祀の都度、合祀者名簿を引揚援護局及び都道府県に送付し又合祀通知状を都道府県に送付して、遺族への交付を依頼する。

(事務要領の細部)

- 五 引揚援護局は、神社と連絡して、前号にもとづく事務要領の細部に
つき、必要な事項を適時決定し、協力事務処理全般の調整を図る。

(予算)

六 引揚援護局及び都道府県の本事務処理の経費は、国費負担とする。

(55) 通知の別冊第二「昭和三十一年度における旧陸軍関係靖国神社合祀事務に協力するための都道府県事務要領」(205頁【194】)。以下、要領という)の指示するところはより詳細である。指示の中心は「合祀予定者の選考」とその祭神名票の記入要領に関するものである。以下、こちらは要点を拾いながら、全体を見ておく。

(要旨)

一 都道府県は、全戦没者の原簿を設定整備すること。

(原簿内容の要件)

二 設定整備する原簿は、これによって直ちに祭神名票の各項目の記載ができるものであること。そのために、戦没者の氏名、官等級、本籍、生年月日、死亡時所属部隊、傷病名、傷病地及び受傷り病年月日(戦死者を除く)、死亡地及びその事由、死亡年月日および靖国神社合祀の済否を記載すること。

(原簿の設定)

三 合祀事務のための二項の原簿は、恩給法等の原簿と総合されたものであれば有利である。

(戦没者調査票の整備)

四 すでに保有する戦没者調査票のうち、本人が神社合祀に関係あるものについては、その者の戦没者調査票の記載事項を再審査すること。

(合祀済の旨の登記又はその点検)

五 満州事変より、昭和30年10月までに合祀が済んだものについては、その祭神名票を、神社又は引揚援護局から、4月以降8月までの間に逐次都道府県へ送付する。(送付する総数は約85万と予想する。)

都道府県は、右祭神名票により、合祀の済否について、原簿の記事を点検補修する。この作業終了後、祭神名票はこれを一括神社へ送付する。

(合祀予定者の選考基準)

六 戦没者中一定の合祀資格条件に該当する者(以下「合祀予定者」という。)として選考する場合のその条件は、昭和31年秋季の合祀予定者に限り左のとおりとし、昭和32年春季以降、合祀予定者について

は、別に定めるものとする。

1 (略)

2 軍人、軍属であつて、援護法又は公務扶助料の裁定が終わっている者

(祭神名票の記入)

七 都道府県は、前条の条件に合致する合祀予定者を選考し、祭神名票を調整して引揚援護局に送付する。記入要領は左による。祭神名票要旨は、引揚援護局が調整し、交付する。

1 「合祀」欄「祭神」欄は空欄とする。

2 勲功は省略する。

3～6 (省略)

7 祭神名票を調整したものについては、その旨を原簿に標示しておく。

(祭神名票の送付要領)

八 左による

1 市町村別の50音順に排列する。

2 連名簿2部を添付する。

(新しい合祀者の原簿登録)

九 昭和31年春以降の合祀済者については、神社からその都度送付する合祀者名簿により、これを原簿に記入する。

(合祀通知状の取扱)

十 都道府県は、合祀通知状を遺族へ交付する事務についての靖国神社の依頼^{ママ}に対しては、事情許す限りこれに応じる。

こうして、予算の裏付けをともなう「国家プロジェクト」と評するに相応しい靖国神社合祀が、3年間で完了という明確な目標を立てて、被告国によって強力に推進されることになったのである。

(56) 時あたかも、1952(昭和27)年の占領軍日本撤退を背景にした、援護法制定施行・軍人恩給復活、遺族年金・公務扶助料等の裁定事務開始、被告靖国神社の宗教法人法に基づく宗教法人設立公告、日本遺族会全国戦没者遺族大会での靖国神社祭祀費用国費支弁の毎年決議、靖国神社早期合祀を迫

る国会論議など、戦没者遺族に対する処遇改善の声が日ごとに高まっていた時期であった（本準備書面添付の「靖国神社合祀推進関係年表」（以下、合祀推進年表という）の番号35～51参照）。

第4 3025号通達体制下の被告国による合祀事務手続推進

1 3025号通達体制

ここでは、3025通達およびその後3年間に発令された一連の通達の指示内容を総合した形で、被告国と同靖國神社が密接に協力して作り上げた合祀推進体制（以下、3025号通達体制ということがある）がどのようなものであったかを指摘する。

(1) 合祀事務におけるそれぞれの役割分担

(57) 3025号通達（204～205頁【192】【193】【194】）の内容によれば、合祀事務手続および合祀における被告国と同靖國神社との間の役割分担は、次のとおり整理できる。

ア 祭神名票の印刷・支給 — 引揚援護局

イ 原簿の作成，合祀者の選考・祭神名票への記入 — 旧陸軍関係は都道府県，旧海軍関係は引揚援護局及び地方復員部

ウ 毎年春秋の合祀予定数の決定，これに見合う記入済祭神名票の取りまとめ・被告靖國神社への回付 — 引揚援護局

エ 各回合祀者の最終決定，祭神簿・霊璽簿の調整（作成・記入），合祀祭執行，合祀者名簿・合祀通知状の都道府県送付 — 被告靖國神社

オ 合祀通知状の遺族への交付 — 都道府県

カ 細部の調整 — 「引揚援護局は，神社と連絡して，・・・事務要領の細部につき，必要な事項を適時決定し，協力事務全般の調整を図る。」

キ 予算 — 「引揚援護局及び都道府県の本事務処理の経費は，国費負担とする」^{*}

^{*} 3025号通達体制初年度の昭和31年度予算から，引揚援護局固有の予算の外，都道府県事務委託費の中に「戦没者調査費」が新たに加えられた。その純額は初年度約300万円であった（202～203

頁【191】の末尾)

引揚援護局が決めたこの役割分担、および合祀事務全体の流れを理解するには、「別紙 旧陸軍関係靖国神社合祀事務処理要領」(196頁【185】)の図解が分かり易い。ただし、祭神簿の調整・保管は、3025号通達発令直前に、被告靖国神社の役割に振り替えられた。^{*}

^{*}本準備書面添付の「靖国神社合祀を3年間で完了する国家計画に基づく打合会一覧表」(以下、打合会一覧表という)の番号2「これからの靖国神社合祀事務打合会(第2回打合会)」参照。

なお、当然のことながら、敗戦後は天皇が合祀を裁可することはなくなったものの、被告靖国神社は合祀の都度、上奏簿という形で霊璽簿の写し1通を宮内庁経由で天皇に届けてきた(前掲【185】の図解中、祭神簿が宮内庁に届けられる趣旨の矢印)。

(2) 合祀基準

(58) 3025号通達は、上記役割分担の要として、都道府県が「合祀予定者を選考」と定め、その死亡時期と身分及び死亡事由についての「選考基準」を指示した。被告靖国神社は、被告国が都道府県に指示したこの選考基準に基づき通知された合祀予定者を、重複(合祀済み者)等特段の理由が見つからない限り、順次合祀していった。したがって、合祀者を実質的に決定していたのは被告国であった。この事情は現在も変わらない。

(59) 死亡時期についての条件は、「昭和20年9月3日より、同26年5月31日までの間に、外地において死亡したもの」(敗戦直後の臨時大招魂祭以後に、氏名等不詳のまま数回にわたり招魂された者)とされ、身分及び死亡事由についての条件は、「軍人、軍属であって、援護法又は恩給法の既裁定者(但し、援護法第4条第2項及び同附則第20項該当者を除く)^{*}」であった(205～206頁【194】の六項等)。

*当面この時期、但し書きで除かれた者は、次のとおり。

援護法第4条第2項該当者——軍人軍属が昭和16年12月8日以後戦地における在職期間内に負傷し、又は疾病にかかった場合において、故意又は重大な過失によって負傷し、又は疾病にかかったことが明らかでないときは、第23条第1号及び第34条第1項の規定の適用については、公務上負傷し、又は疾病にかかったものとみなす。

同法第23条——次に掲げる遺族には、遺族年金を支給する。

一 在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、在職期間内又は在職期間経過後に、これにより死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族

同法第34条第1項——昭和12年7月7日以後における在職期間内に、公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより、昭和16年12月8日以後において死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者……の遺族には、弔慰のため、弔慰金を支給する。

同法附則第20項該当者——日本国との平和条約第11条に掲げる裁判により拘禁された者（以下「被拘禁者」という。）が、当該拘禁中に死亡した場合……で、かつ、厚生労働大臣が当該死亡を公務上の負傷又は疾病による死亡と同視することを相当と認めたときは、その者の遺族に遺族年金及び弔慰金を支給する。…

→拘禁中死亡した戦犯（原告ら註）

これらの者も、後に述べるとおり、合祀基準の改訂（合祀対象者の範囲の拡大）により、最終的には順次合祀されていく。

(60) 引揚援護局所定の合祀基準に基づき選考されたものは「合祀予定者」と呼ばれた。「合祀予定者を選考」して引揚援護局に祭神名票を送付する都道府県の上記役割は、戦前は陸軍各部隊が行っていた「合祀者の調査及び銓衡」、陸軍省への「合祀上申」「上申名簿及附属書類の調製並びに進達」の任務に相当する（42～43頁【51】参照）。引揚援護局の役割は、簡略化されてはいるが陸軍省本省内部での手続に相当する。

(3) 合祀事務手続を推進した被告国の意図

(61) 被告国は、厚生省引揚援護局次長名で都道府県宛に発した「(参考) 靖国神社合祀事務協力要綱及びこれに基づく31年度都道府県事務要領についての説明 一次(復) 第16号」(3025号通達と同日付け)において、合祀事務手続を主体的・積極的に推進して被告靖国神社による合祀を援助する意図を、きわめて率直に説いている(202頁【191】)。

「…今日引揚援護局及び都道府県が合祀事務推進を図ろうとする基本的観念は、宗教法人靖国神社に対し、現行法令の許す範囲において、現行法令に立脚し且つできるだけ積極的好意的配慮を加えて、合祀事務を援助しようとするものである。…

…

敗戦に引続いた占領下の情勢では神社合祀の問題に復員関係機関が関与するが如きは思いもよらぬことでありその態勢でそのまゝ今日まで来たのであるが、前述の神社の事務の現情と一般の合祀促進の強い要望に応じて、国としてなし得る援助をなすべきであるとの考えの下に31年度以降は…国及び都道府県が神社の合祀事務を援助することになった次第である。

都道府県の今後の事務については、多く云うまでもなく合祀事務の中核たる祭神決定の事務の実質的責任が挙げてその負担となったのである。靖国神社合祀についての個人的或は宗教的意見は如何様であろうとも別であるが、国又は地方公共団体の立場において、国事に殉じた幾多英霊が、現実に国民崇敬の中心たる靖国神社に合祀される事務を取扱う場合の態度としては正に厳粛な心持をもって正確な事務処理に努めることは当然のことであろう。…」

「合祀事務の中核たる祭神決定の事務の実質的責任が挙げてその負担となった」と自認するほどにまで、「国及び都道府県が神社の合祀事務を援助」すれば、それは政教分離原則違反だとの指摘は当時から政府部内にもあり、ま

た都道府県からも聞こえてきていたであろうことは想像に難くない（そもそも上記文書をわざわざ作成・配布したことや、上記文書の書き出しの「法令との関係について」の押しつけがましい文章がそれを物語っている）。

しかし、靖国神社合祀推進の国家プロジェクトは、憲法問題の顕在化を避けるべく、引揚援護局・都道府県・被告靖国神社の三者間で秘密裏に遂行されたため、その仕組みは長く国民には知られることがなく、訴訟の場で論議されることもなかった。もちろん、小泉靖国参拝最高裁判決も知らないことであった。

被告国が、国家プロジェクトとして靖国神社合祀事務手続を主体的・積極的に担当した事実が国会で正面から問題にされたのは、3025号通達からはるか約30年後の1985（昭和60）年11月6日、第103回国会参議院予算委員会における社会党野田哲議員の質問によってであった（881～885頁【624】参照）。しかし、問題の解明には至らなかった。

2 合祀推進年間における合祀者数

(62) 自ら設定した合祀推進年間を通して、被告国は毎回の合祀祭前に、送付期限・人数を指定して合祀予定者の祭神名票を提出するよう指示を発し、各都道府県を叱咤激励し続けた。^{*}

^{*}いくつかの例を挙げておく。

復員第316号「都道府県の靖国神社合祀事務協力のための事務処理計画等の送付について（厚生省引揚援護局復員課長発/各都道府県世話〔援護, 社会, 厚生世話〕課長宛）」

援発第3046号「旧陸軍関係昭和32年春季靖国神社合祀事務について（厚生省引揚援護局長発）」

復員第588号「旧陸軍関係昭和32年春季靖国神社合祀事務について（厚生省引揚援護局復員課長発）」

援発第3008号「昭和32年度における旧陸軍関係靖国神社合祀事

務に協力するための都道府県事務要領(厚生省引揚援護局長発/各都道府県, 復員連絡局, 同支部宛)」(216頁【207】)

復員第263号「昭和32年秋季合祀予定者の追加等の事務の細部について(厚生省引揚援護局復員課長発/都道府県主務課長宛)」(217頁【208】【209】)

復員第373号「昭和32年秋季合祀予定者の数について(厚生省引揚援護局復員課長発/都道府県主務課長宛)」(221頁【214】)

その結果, 合祀推進年間における合祀者数は急増, 1956(昭和31)年秋には11万2609人, 1957(昭和32)年春・秋で47万0010人, 1958(昭和33)年春・秋で21万7536人を数えた。1959(昭和34)年にも約15万人を合祀した。

3 被告国と同靖國神社の度重なる打合会

(63) 3025号通達体制を特徴づけるのは, 被告国と同靖國神社との緊密な連携である。この緊密な連携を構築・維持・主導するために, 被告国から引揚援護局の担当職員が被告靖國神社に出向き, その社務所等で度々打合会・研究会を持った。会合終了後, 引揚援護局担当職員が被告靖國神社から時に食事を振る舞われていたことが後に国会で追及され, 政府委員が陳謝し, 不適切な行為であったのでその後姿勢を改めた, と答弁している。

(64) 打合会の主題は, 当初は合祀推進体制をどう組むか, その役割分担に関することであったが(打合会一覧表の番号1, 2), その問題が結着した後は合祀基準の拡大(緩和)が集中的に協議され, いつ・どのような対象を合祀者(祭神)に加えていくかが慎重に検討された。通常の観念では戦死者とも, 戦傷死者とも, 戦病死者ともいえない戦犯の合祀問題は, 一連の打合会終盤まで続いた重要課題であった(同番号3~21)。

(65) 以下, 一連の打合会を三つの角度から跡付け, 靖國神社合祀における被告国と同靖國神社の関係がどのようなものであったかを明らかにしておく。

(1) 役割分担に関する打合会

(66) 国家プロジェクトとしての靖国神社合祀推進に当たり、被告国と同靖国神社とは、事前に1956（昭和31）年1月23日と2月9日の2回、靖国神社において綿密な打合会を持った。出席者は、被告国側は厚生省引揚援護局の幹部、被告靖国神社側は担当の権宮司や禰宜であった（打合会一覧表の番号1，2）。

(67) この2回の打合せの結果、「1. 神社は既合祀者名簿を各都道府県に送り、各都道府県はこれを原簿に登録する。2. 各都道府県は祭神名票を作成し引揚援護局に送る。3. 引揚援護局は祭神名票を取りまとめ神社に送る。4. 神社はこれにより祭神簿・霊璽簿を作成するとともに合祀通知状を作成し各都道府県に送る。5. 各都道府県はこれを各遺族に送る。」との、前記合祀事務の役割分担が合意された。

(2) 合祀基準に関する打合会

(68) 合祀推進年間が始まって間もなく、被告国は、当面の合祀基準を「軍人、軍属であって、援護法又は恩給法の既裁定者」という簡明なものとし、これによって実質的には、戦前の合祀基準によった場合とほぼ同様の対象を選考し、まずその合祀を軌道に乗せることを提案、被告靖国神社と合意した。

(69) 他方、両被告は合祀推進年間2年目の1957（昭和32）年6月からは、上記基準ではカバーしきれない、たとえば

- ① 援護法・恩給法による請求を遺族がしていない場合や、適格の遺族がいないため援護法・恩給法の遺族年金や弔慰金・公務扶助料の請求が却下された場合等の戦没者、あるいは
- ② 軍人・軍属でない学徒動員、女子挺身隊員、沖縄・南洋の一般邦人戦闘協力者、疎開学童死亡者等

多様な対象にまで合祀基準を改訂・拡大し、合祀者を広げるための打合会を頻繁に行った。

その回数は、1958（昭和33）年12月までの19か月間だけでも11回を数え、合祀推進年間の後も1970（昭和45）年までほぼ毎年1回のペースで続けられた。^{*}

^{*}本準備書面添付の打合会一覧表の番号3～12が合祀推進年間中の打合会であり、記録のないことが明らかな1回を加算すると11回となる。それ以後の打合会については同表の番号13～21。

なお、1971（昭和46）年以降の打合会の記録は新資料集には収録されていない。

(70) 上記①の範疇の戦没者は、被告国からその都度まとめて回付された祭神名票に基づき（被告国はこの回付についても、遺族の承諾を得ていない。当然、被告靖國神社も得ていない）、被告靖國神社が個別に審査して比較的早期に追加合祀していったようである。しかし、同②の範疇の死没者は何度も合祀を検討されたが、概ねこれらの者に対する被告国の法的処遇がなされるまで、合祀保留となった。

ここで合祀保留とは、被告国が同靖國神社に祭神名票を送付しなかったことを意味する。氏名等の情報を被告靖國神社がすでに持っていたのに保留して、合祀をしなかったのではない。合祀しようにも被告国から氏名等の情報が提供されなかったのである。主導していたのは被告国であった。

(71) 被告国が、宗教団体である被告靖國神社の教義の中核である祭神の選択について、及び祭神とする時期についてまで、主導していたことは特筆すべきことである。この一点だけをとっても、被告靖國神社は根本においてなお国営神社の性格を免れず、市民一人一人や他の宗教団体と同じように、国家や市民一人一人に対して信教の自由を主張しうるかはもちろん、被告国の代表が「全戦没者を祀っている施設は靖國神社しかない。」との理由を掲げ、公の資格での参拝を正当視することには致命的な憲法上の問題がある。

(3) A級戦犯合祀に至る打合会

(72) 新資料集には、被告国と同靖國神社とが、戦犯の合祀について長年にわたって繰り返し協議した打合会の記録が収録されている。その記録を分析すれば、靖国神社合祀を主導していたのが誰であったか、自ずと明らかとなる。

* 国際軍事裁判条例（ニュルンベルク裁判の根拠、1945年）の第6条は、戦争犯罪のタイプをA項「平和に対する罪」、B項「通例の戦争犯罪」、C項「人道に対する罪」の3つに区分している。B級とC級犯罪は重なる部分が多いが、前者が戦時における敵国民への犯罪であるのに対して、後者は戦時だけでなく平時も含み、自国民への犯罪も対象としていることに大きな違いがある。

侵略戦争をおこして「平和に対する罪」に問われた国家指導者たちはA級戦犯と呼ばれ、1946年に開廷された極東軍事裁判（東京裁判）では、A級戦犯の容疑で逮捕された100人以上のうち政治家や軍関係者など計28名が起訴された。2年半にわたる審理の結果、太平洋戦争開戦時に首相と陸軍相・内務相を兼任していた東條英機など7名が死刑、16名が終身刑を言い渡された。7名の死刑囚は1948年12月、絞首刑によって処刑された。

日本に対するBC級戦犯裁判は、米英仏蘭豪中比の7か国によって日本国内外の軍事法廷で行われ、被告総数は5700人、うち死刑判決は984人であった（ただし後に減刑されたものも多い）。

(73) 戦犯の合祀は被告国にとっても、同靖國神社にとっても難しい問題であった。当然のことながら、敗戦まではこの範疇の戦没者はいなかった（そもそも戦死者でも、戦傷死者でも、戦病死者でもない）から、「従前の合祀基準」によって合祀するか、しないかを決定することはできない。万一合祀するとなれば、国際世論、国内世論が強く反発する事態も十分に予想された。

(74) 世論の動向はさておいても、そもそも国際法上戦争犯罪人として刑が確定し、処刑された者および刑の執行前に死亡した者（とりわけ戦争を指導したA級戦犯）を、一般戦没者と一緒に合祀することを、戦後民間の一宗教法人

となった被告靖國神社が、その教義上あるいは崇敬者の受け止め方との関係で、どのようにとらえるべきかの根本問題があった（筈である）。

しかし、新資料集からは、被告靖國神社がこの根本問題を独自に真剣に検討したようすはまったくうかがえない。戦犯合祀についても他の戦没者の合祀同様、被告国の主導でことは進み、被告靖國神社はこれを受け入れていく。

(75) 被告国は、1952（昭和27）年4月30日に制定した援護法を、早くも翌年改正し、戦争裁判による死亡者も同法適用対象の「公務死」（とくに「法務死」と称した）と認め、遺族に対し一般戦没者の場合と同じように遺族年金および弔慰金を支給することとした。

また恩給についても、1954（昭和29）年6月30日に改正し、戦争裁判によって刑死または拘禁中獄死した者の遺族にも、一般戦没者の遺族と同じ処遇をすることとした。

すなわち、まず被告国がA級たるとB・C級たるとを問わず、戦犯死亡者を一般戦没者と同様、戦争による「公務死」と認定し、靖國神社合祀への下地を作ったのである。

(76) 戦犯合祀が初めて協議されたのは、1957（昭和32）年11月6日の「合祀基準に関する打合会（第3回）」においてであった。この時は「戦犯処刑者及び病死者は後日詮議する。」との話だけで終わったが、5か月後、1958（昭和33）年4月9日の「合祀基準に関する打合会（第4回）」では、被告国（援護局）側から「B級以下で個別審議して差し支えない程度で、しかも目立たないよう合祀に入れては如何。神社側として研究して欲しい。」と申し入れたのに対し、神社側は「総代会に相談してみる。その上で更に打合会を開きたい。」と応じている（打合会一覧表の番号5，6）。

戦争指導者を靖國神社という宗教団体の神に加えることを被告国が要請するという、新憲法の下ではあってはならないことが起きていたのである。

(77) 同年6月24日に開催された「合祀基準に関する打合会（第6回）」では、

被告国は同靖國神社に対し、戦犯の靖国神社合祀についてさらに踏み込んだ申し入れを行った（打合会一覧表の番号9）。

引揚援護局復員課田島事務官 — 要するに殆どが職務上の責任を問われて処刑され或いは拘禁中病死又は自決した者であって、合祀資格審査上甲乙を付することは困難な状況である。而して又全部を同時に合祀の審議を行うことも諸種の事情で適切でないことも考慮され、又全体の合祀が為に遅れては困るので、主として先ず外地で死亡した者の合祀を行い次に内地関係を審議することにしては如何と思う。

これに対し、神社側は次のとおり回答した。

神社側 — 総代会に計らねばならないから来る10月合祀予定としては間に合わないと思うが、尚死没の状況を大別して更に資料を分類し、その資料に基づいて如何なる順序に合祀手続を行うか、又合祀資料としての記載要領等についても研究したいと思う。

(78) 同年9月12日の「合祀基準に関する打合会(第7回)」では、被告国が、A級戦犯として処刑された東条英機元首相らも含む「戦争裁判刑死者調査表」を配布し、議論になった（打合会一覧表の番号10）。

引揚援護局復員課田島事務官 — 要するに職務上犠牲になった者或いは事実上反した訴因或いは捏造訴因によるものであって、合祀審査上では何れがよい、何れが不適格と言う事は出来ないが、全部同時に合祀することには種々困難もありすることであるから 先ず外地刑死者を合祀のことに目立たない範囲で諒承して欲しい。名票作製は全部出来ているから何時でも上申出来るよう準備は完了している。これは県世話課を通じると目立つのでそれ等を考慮し、目立たない方法として法務室だけで準備したものであって遺族の現住所も全部調査が済んでいる。」

神社側 — 説明を諒承したが 合祀については役員会、総代会の機関に計らねばならぬので 合祀するとしても今度(10月)の合祀には間に合い

ねられるから この点諒承願いたい。

厚生省側 — まず外地刑死者（ＢＣ級戦犯）の合祀を目立たない範囲で了承してほしい。

神社側 — 新聞報道関係の取り扱い如何で国民的反響は重要な問題として考えなければならない。

(76)～(78)のやり取りに如実に表れているとおり、被告国にも、同靖國神社にも、靖國神社が国家とは独立の宗教団体であるという認識は一かけらもない。ならば、その認識・自覚に沿った取り扱いが裁判上も相応しい。

(79) 合祀推進年間のうちにどうしても戦犯の靖國神社合祀を実現したかった被告国は、被告靖國神社から請われるままに、同年（１９５８年）１０月と１２月に、同神社の責任役員会と総代会に、引揚援護局の美山次長^{*}以下の幹部数名を出席させ、説明と説得に努めた（打合会一覧表の番号１１，１２）。

*美山（みやま）要蔵。終戦時の阿南惟幾（あなみ・これちか）陸相の高級副官を務めた人物。Ａ級戦犯として終身禁固刑を受けた南次郎元陸相の親類で、東条英機とも陸軍時代から交友があった。

引揚援護局は、旧陸軍省と旧海軍省の流れをくむ第一、第二復員省がルーツになっていた。幹部には元軍人も少なくなく、特に合祀予定者調査・選考に携わる調査課は、職員も元軍人や遺族がほとんどで、省内でも異質な課だった。美山要蔵は、ここに１９４５（昭和２０）年から１９６３（昭和３８）年まで在籍し、強い影響力を行使した。

(80) 翌１９５９（昭和３４）年春、被告靖國神社は同国から回付された祭神名票によって初めてＢＣ級戦犯（まず外地処刑者を対象とした）の合祀を行い、ようやく戦犯の靖國神社合祀が始まった。

この時期に、特に「取扱注意」の印を押して被告国が発した「平和条約第１１条関係死没者の靖國神社合祀について（内連絡）」（昭和３４年４月４日事務連絡（法）第７号厚生省引揚援護局復員課史料班長発都道府県宛）（２６２～２６３頁【２６２】）は、都道府県担当者に対し、次のように慇懃無

礼な指図をしている。

右に関し、部外（多数の一般戦没者遺族を含む。）からの靖國神社当局に対する投書その他に現れた意見等に徴すれば、右の合祀については、あるいは重大な誤解を生じ、ひいては将来の合祀にも支障を起こす恐れもあるという実情にありますので、靖國神社側は最も慎重な態度をとり、この際今次合祀者中に標記死没者が含まれていることを公表せず、世論と共に極めて自然に推移するよう希望しております。この点貴課長におかれても充分お含みおき下さるようお願いいたします。

ついては、これらの点に関し貴課長の御指導の参考に供したく、又これら死没者合祀の事務等に関するお願いをも加え、冗長をかえりみず次のとおり卑見を申し述べます。

一 靖國神社には、特に申し上げるまでもなく、その創建の御趣旨に示されたとおり、「国事に倒れた者」が合祀されるのでありまして、合祀のための詮議の方針もこれに該当するかどうかを極めることにあります。今次の平和条約第11条関係死没者についても、その合祀のため特に右の従来 of 詮議方針に変更が加えられたのではなく、従って飽くまでも、詮議の結果「国事に倒れたもの」として合祀の運びとなったのであります。決して、「平和条約第11条関係死没者である」ことが直ちに合祀基準に合致することとされたものではありません。

...

今次の平和条約第11条関係死没者合祀の経緯及び今後の見とおしは、上述のとおりであります。これについて「戦争犯罪者までも合祀された」という簡単な又誤解を招きやすい表現に基づいて合祀の趣旨等に疑念を抱く者や、又は、同じく平和条約第11条関係死没者であるにも係わらず今次合祀に洩れた者の遺族から、貴課長に対して質疑その他の申出がありました場合には、前述の趣旨をよく了解するよう応対されたく、お願いいたします。

自らが被告靖國神社に指示をして、戦犯を「国事に倒れた者」として靖國神社に合祀させたという被告国の意識が、一般戦没者の遺族や世論から批判されるのではないかと心配となって、文面から滲み出ている。

(81) その2年後の1961（昭和36）年8月25日、「昭和36年度におけ

る第4回合祀関係研究会」で、「A級及びB C級で調査中又は反証上不適当なものを除き全部合祀する」ことがいったん合意されたが、4年後、1965（昭和40）年12月8日の「合祀事務に関する打合会」では一部揺れ戻しがあり、「戦犯処刑者については援護局で全部の名票を作製する。うちA級は保留とし、その他は合祀」となった（打合会一覧表の番号13, 16）。

戦犯の靖国神社合祀方針の上記一部揺れ戻しは、この4年間に政府自民党内で靖国神社国家護持が決議され、さらに具体的に靖国神社国家護持法制定の動きが出てきた政治情勢を反映している。

- (82) 番号16の打合会から2か月後の1966（昭和41）年2月8日、被告国は厚生省援護局調査課長名で調査第74号「靖国神社未合祀の戦争裁判関係死没者に関する祭神名票の送付について」と題する文書に添えて、A級戦犯12名、B, C級戦犯中未合祀だった軍人軍属の内地刑死者・獄死者82名、非軍人軍属戦犯62名、第3^マ国人戦犯49名、合計205名の祭神名票を被告靖国神社に回付した（302頁【301】【302】）。

これによって、B, C級戦犯の合祀は間もなく完了したが、被告靖国神社は世論の反発を恐れ、A級戦犯の合祀だけはなお保留した。

- (83) 1969（昭和44）年1月31日の「合祀に関する検討会」では再び、「法務死没者（A級12名、内地未決死没者10名）は合祀可」との確認がなされたが、翌1970（昭和45）年6月25日の「合祀事務に関する打合」でも、「法務関係（A級12名、内地未決2名）は諸状勢を勘案保留とする。」と再度の待ったがかかったままであった（打合会一覧表の番号19, 21）。時あたかも国会内外で靖国神社国家護持法案を巡る攻防が激しさを増していた時期であり、被告国も同靖国神社も、法案成立により政教分離原則違反が回避されると期待してもよう眺めとすることで一致し、合祀保留を合意したと推測される。

- (84) 被告靖国神社は、被告国との上記番号21の打合会からわずか5日後、同

年同月30日に総代会を開催した。

総代会では合祀に反対する意見も出たものの、A級戦犯だけ合祀しないのは「外国の手によってなされた一方的な極東軍事裁判に屈することになり、神社としての責任は大きい」との意見が大勢を占め、結局「祀る」ことで一致した。ただ、この時は、被告国との打合会で当面保留に合意したこともあり、合祀時期は国民感情を考慮して決めることが了解され、宮司預りとなった（甲17・『靖国の戦後史』150～154）。

(85) 1975（昭和50）年には、靖国神社国家護持法案成立の可能性が消滅し、法案を巡る攻防は終息した。その後1978（昭和53）年7月に前宮司の筑波藤麿が死去し、松平永芳が宮司に就任した。松平宮司は、急遽同年10月6日の崇敬者総代会にA級戦犯合祀を諮って了承を取り付け、同月17日にA級戦犯を合祀した。こうして、被告国が祭神名票を回付・要請してから12年後、A級戦犯は靖国神社に合祀された。

4 3025号通達体制のまとめ

(86) 以上解明した事実から、3025号通達による靖国神社合祀推進体制の性格を要約すると、次のとおりである。

- ① 被告国からの働きかけで構築された体制であること
- ② 被告国と同靖国神社の役割分担を被告国が主導して決めていたこと
- ③ 合祀基準も、合祀基準の拡大も被告国が主導して決めていたこと
- ④ 合祀推進年間中は、合祀者の選考、合祀予定者の祭神名票記入、引揚援護局への送付、合祀通知状の遺族への交付等の事務に国家予算が付けられていたこと
- ⑤ 被告国の方が同靖国神社に戦犯合祀を要請し、通常の役割分担とは別個に（都道府県ではなく）引揚援護局が直接、戦犯の氏名等の情報を被告靖国神社に提供したこと

第5 結論

(87) 新資料集に基づいて明らかにした以上の事実から、戦没者は決して被告靖國神社のみの力によって合祀されたのではなく、新憲法の政教分離原則の下にありながら、被告国が主体的・積極的に合祀事務手続を推進し、被告靖國神社を支援・協力したことによって合祀されたことが容易に認められる。

申し込みを受けて合祀する仕組みを取っていない靖國神社としては、被告国の主体的・積極的な支援・協力なくしては、敗戦後200万名を超えていた未合祀の戦没者を合祀することはおろか、その氏名を認知することすら不可能だった。新憲法制定後に被告国が国家プロジェクトとして行った一連の合祀事務手続は、靖國神社合祀の不可欠の前提であった。

さらに、被告国が、宗教団体である被告靖國神社の教義の中核である祭神の選択について、及び祭神とする時期についてまで主導していた。この点でも、被告靖國神社は根本において今日なお国営神社の性格を引き継いでおり、市民一人一人や他の宗教団体と同じように、国家や他の市民一人一人に対して信教の自由を主張しうるものでないのはもちろん、被告国の代表が「全戦没者を祀っている施設は靖國神社しかない。」と口実を述べ、公の資格での参拝することは政教分離原則違反との評価を免れない。

被告国が推進してきた合祀事務手続は、とうてい戦没者に関わる「照会に対する回答」、「行政サービス」、あるいは「遺族に対する精神的援護」などと言い逃れができる程度の生易しいものではない。

このように、敗戦後においても、被告国の主体的・積極的な支援・協力によりようやく存続してきた靖國神社を、普通に信教の自由を主張できる、被告国から独立した他の民間の宗教法人と同列に扱うことは、信教の自由の適用上も、政教分離の上でもきわめて不適切である。

(88) 原告らが日々被っている精神的苦痛は、被告国が殉国を最高価値とする被

告靖國神社の存続そのもの，およびその宗教教義の維持，実現を支援・協力してきた被告国が，その代表者の参拝を通じて関わりを持ち，これを誇示したことにより引き起こされているものに他ならない。

以　　上

靖 國 神 社 合 祀 推 進 関 係 年 表

(ゴシックで合祀日を記載したのは、それが判明している原告につながる戦没者名) 主として新資料集から原告ら作成

番号	昭和 日付	で き ご と		新資料集 【番号】
		文書番号	文書の表題(発令者、宛て先等)	
1	17. 10. 14	西山政勇合祀		
2	20. 08. 15	日本降伏・天皇終戦の詔勅		
3	20. 10. 01	「靖國神社合祀の件」--留守業務主任将校会同席上陸軍省副官説明要旨。同要旨が引用する「別紙第二 靖國神社の移管並に之に伴う処理案」には、「合祀業務継続のため、陸海軍の関係者の一部は内務省及復員省に、各聯隊区司令部及部隊の関係者の一部は夫々地方機関へ転属せしむ」とある。その他も同旨		【110】 ～ 【116】
4	20. 11. 19	靖國神社招魂式挙行、降伏調印日の9月2日以前の全戦没者を招魂、氏名不詳のまま急ぎ一括合祀(霊璽簿への記載はなし)。20, 21日と臨時大招魂祭(合祀祭なし)		
5	20. 11. 24	GHQ軍人恩給の停止指令		
6	20. 12. 01	陸海軍省廃止、第一、第二復員省設置、靖國神社の管轄は復員省に		
7	20. 12. 01	「元陸軍大臣官房祭典掛の業務」--同掛は支那事変後設置され、靖國神社合祀資格の調査、合祀手続、臨時大祭の計画実施を行ってきた、今後は祭典掛職員・業務とも扶助業務部に移管し、合祀有資格者を神社に通報する業務を行う旨の記載がある		【119】
8	20. 12. 13	一復第76号	靖國神社合祀未済ノ者申告ニ関スル件通牒「昭和20年9月2日以前に死亡した軍人軍属の死亡原因等を調査し、別表様式により申告するように」(第一復員次官発/各地方世話部、留守業務部)	【122】
9	20. 12. 15	GHQ「神道指令」を発令		
10	20. 12. 28	宗教団体法廃止(勅令718号)、宗教法人令公布(勅令719号)		
11	21. 01. 01	天皇人間宣言		
12	21. 02. 01	GHQの指令による「恩給法の特例に関する件」(勅令68号)によって、重症者への傷病恩給以外の旧軍人軍属への恩給、遺族に支給する扶助料、戦犯・公職追放者への恩給などを廃止		
13	21. 02. 02	宗教法人令改正(勅令70号)、国家神道としての神社神道廃止(勅令71号)		
14	21. 02. 28	公職追放令(勅令第109号)により、戦犯、軍人、戦争協力者等、公職から追放		
15	21. 04. 30	2万6964名合祀(戦後初の合祀祭。前年一括招魂した祭神中、氏名等の調査の完了した者を合祀)		【167】
16	21. 05. 03	極東軍事裁判開廷		
17	21. 09. 07	靖國神社、単立の宗教法人として登記完了		
18	21. 09. 30	9月中旬GHQバーンズ宗務課長から、「今后合祀祭は之を行うべからざること」「遺族への通知も許可せざる」旨の指示を受けた靖國神社は、この日の折衝の結果、①10月実施予定の合祀祭を中止するが、前年の臨時大招魂祭で招魂した祭神は神社限りで本殿内の相殿に祀る、②今後は追加のお祀りも合祀通知もしないが、個々の遺族の問い合わせに対する回答はすることで落着		【141】

19	21. 10. ?	靖國神社合祀事務に関する件通牒	靖國神社とGHQとの交渉顛末に鑑み、「第二復員部内の合祀関係事務は、表面は戦没者の調査と云うことに一切靖國神社の字句の使用を避け」、「一、合祀調査事務は従来どおり続行する。…四、当方に合祀名簿進達の場合は、…『甲(乙)号靖國神社合祀者名簿』は『甲(乙)号死亡者名簿』として靖國神社合祀等の字句を使用してはならない。…」と指示(復員庁第二復員局人事部長発/各地方復員局長宛)	【143】
20	21. 10. ?	帝国議会答弁資料「要旨 靖國神社は一般神社と同様本年2月1日より国家の手を離れて宗教法人として出発することとなり、従前と性格は変化されたが、合祀に関しては従来と変更なく今次戦争に於て死没し未だ合祀せられて居ない者は成るべく速やかに従前通に合祀するため、目下別紙要領で有資格者の調査を進めて居る」(第一復員省業務部合祀班)		【146】 【147】
21	21. 11. 03	日本国憲法公布		
22	22. 04. 21	5万9352名合祀(霊璽奉安祭)		【167】
23	22. 11. 17	日本遺族厚生連盟(昭和28年に日本遺族会となる)結成		
24	23. 05. 05	4万7706名合祀(霊璽奉安祭)		【167】
25	23. 08. 02	祭神調査事務を移管し、現在所有の名簿(整理し連名簿記載分で約117万人)を引き継ぎたいと、一復・二復の業務課長らが靖國神社の池田権宮司らに検討を要請(於靖國神社)		【151】 【163】
26	23. 11. 08	一復業務課長らから靖國神社の権宮司らに事務引続。「靖國神社合祀資格審査方針綴」、「合祀関係諸條規綴」、「靖國神社臨時大招魂祭関係綴」、「各地方世話部長への口達書」等の重要書類綴を引渡し、GHQとの関係を特に注意して保管するよう、また不用な書類は焼却廃棄するよう付言。その後、「死没者調査業務の引継ぎ」により合祀関係事務の説明。「本業務は昭和23年9月以降諸般の事情により穏当ならずと認めたので中止した。」(於靖國神社)		【161】
27	24. 06. 04	臨時招魂祭。昭和20年9月3日以降23年5月31日迄に死没の軍人軍属にして合祀該当者を招魂、相殿に鎮祭		【167】
28	24. 10. 17	3万0146名合祀(霊璽奉安祭)		【167】
29	25. 06. 04	臨時招魂祭。昭和20年9月3日以降24年5月31日迄に死没の軍人軍属にして合祀該当者を招魂、相殿に鎮斎		【167】
30	25. 10. 17	12万1145名合祀(霊璽奉安祭)		【167】
31	26. 06. 04	相殿合祀祭。昭和24年6月1日以降25年5月31日迄に死没の軍人軍属にして合祀該当者を招魂、相殿に鎮斎		【167】
32	26. 09. 08	サンフランシスコ対日講和条約・日米安全保障条約調印		
33	26. 10. 09	6万5179名合祀(霊璽奉安祭)。この日の合祀で、戦後の合祀者は合計35万0492名となる。		【167】
34	26. 10. 09	菅原龍音合祀		
35	26. 10. 18	靖國神社、戦後初めて秋季例大祭を挙行し、吉田総理・衆参議長・閣僚ら靖國神社参拝(戦後初)		
36	27. 04. 28	サンフランシスコ対日平和講和条約発効		
37	27. 05. 02	初めて政府主催の全国戦没者追悼式挙行(新宿御苑)		

38	27. 07. 30	第13回国会衆議院海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会で、川端佳夫議員(自由党)が、占領終結を踏まえ靖國神社合祀通知について質問したのに対し、木村忠二郎政府委員(引揚援護庁長官)は、「憲法の原則から靖國神社自身がこれをやらねばならず、国費支援もできないが、どうしたらお手伝いできるか靖國神社と相談中」と答弁	【364】
39	27. 08. 01	靖國神社宗教法人設立公告(宗教法人法による)	【173】
40	27. 08. 01	戦傷病者戦没者遺族等援護法施行(恩給法の適用を受けない軍人・軍属及び準軍属本人、またはその遺族に対する各種年金制度)	
41	27. 11. 06	日本遺族厚生連盟第4回全国戦没者遺族大会で靖國神社の慰霊行事に対する国費支弁を初決議	
42	27. 11. 15	靖國神社境内土地、関東財務局より譲与許可	
43	28. 08. 01	恩給法の一部を改正する法律施行(軍人恩給の復活。軍人本人またはその遺族に対する年金や公務扶助料等の支給再開)	
44	28. 11. 15	戦没者の合祀費用を調達するため靖國神社奉賛会設立	
45	28. 12. 08	日本遺族会第5回大会で靖國神社祭祀費用国家負担を決議	
46	29. 03. 15	旧陸軍関係靖國神社合祀について(案)(復員課発)--未合祀者約150万の速やかなる合祀を図る。世話課は未合祀者中援護法の年金弔慰金を可決裁定された者のうち、明確に従来の合祀基準に該当する者を速やかに合祀する。	【181】
47	29. 04. 17	富樫弘人合祀	
48	30. 06. 22	第22回国会衆議院予算委員会で佐藤清一郎議員(民主党)が、靖國神社の合祀通知費用、祭神簿費、索引簿費等合計約1億円は厚生省が引揚者援護費等の中で何とかすべきではないかと質問したのに対し、川崎秀二厚生大臣は、憲法上の制約があり合祀に直接援助はできないが、政府の気持ちとしては法の許す範囲内で何らかの措置をとるべく目下研究中、と答弁	【385】
49	30. 07. 04	第22回国会衆議院海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会で堀内一雄議員(民主党)が、靖國神社への戦没者合祀状況、及び合祀費用について質問したのに対し、文部省調査局宗務課長宮川孝夫は、終戦までの合祀者数37万5000名、終戦後昭和29年秋まで約60万名であること、うち約40万名について遺族へ合祀通知済であること、「慣例によりまして、…復員局とか、現在は引揚援護庁にお願いをいたしまして名簿をちょうだいして、それでお祭りをしておるというようなことであります。」と答弁	【387】
50	30. 07. 23	同上国会の同特別委員会で、戦没者合祀について靖國神社権宮司ら4人の参考人から聴取。氏名等が判明して霊壘簿に記載、本殿に合祀した者は約76万名、あとまだ120~130万名が霊壘簿未記載、合祀関係費用は約2億1526万円と見積もっている、合祀は復員局の資料を終戦後1年までに全部もらったので、これと各府県の世話課と地方復員局に調査してもらった結果とを照合、合祀者を決定している。費用は何も支払っていない(池田権宮司)	【390】
51	30. 12. 08	第23回国会衆議院海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会で堀内一雄議員(自民党)が、靖國神社への戦没者合祀状況、及び合祀費用について質問したのに対し、厚生政務次官山下春江は、未合祀者は約110万名であり、今後3年以内に合祀が終わるよう事務を運んでいること、そのために初めて今年予算を要求したのでぜひ通過させてほしい、と答弁	【391】
52	31. 01. 23	「政府予算戦没者調査費関連靖國神社合祀事務打合(第1回打合会)」	【182】 【183】
53	31. 01. 25	日本遺族会第8回大会で靖國神社祭祀費用国家負担を決議(以後大会ごとに靖國神社国家護持を決議)	
54	31. 02. 09	「これからの靖國神社合祀事務打合会(第2回打合会)」	【188】

55	31. 02. 11	復員第76号	今後における靖国神社合祀事務協力要領について	【187】 【184】 ～ 【186】
56	31. 02. 25	二次第31号	旧海軍関係靖国神社合祀事務について (厚生省引揚援護局次長発/各地方復員部長宛)	【189】
57	31. 04. 19	援発第3025号	靖国神社合祀事務に対する協力について (厚生省引揚援護局長発/各都道府県, 復員連絡局, 同支部, 靖国神社宛)	【192】 ～ 【194】
58	31. 04. 19	一次 (復) 第16号	靖国神社合祀事務協力についての引揚援護局長通報に関する説明資料送付について (厚生省引揚援護局次長発/各都道府県民生〔同相当〕部, 復員連絡局, 同支部宛)	【195】 【194】 【191】
59	31. 04. 19	復員第316号	都道府県の靖国神社合祀事務協力のための事務処理計画等の送付について (厚生省引揚援護局復員課長発/各都道府県世話〔援護, 社会, 厚生世話〕課長宛)	
60				
61	31. 04. 24	復員第324号	一次 (復) 第16号中一部訂正について (厚生省引揚援護局復員課長発/各都道府県世話〔援護, 社会, 厚生世話〕課長, 復員連絡局, 同支部長宛)	
62	31. 04. 27	業務二第1007号の108	靖国神社合祀済否の確認作業について (厚生省引揚援護局業務第二課長発/各地方復員部長宛)	【196】
63	31. 05. 07	復員第348号	公報発令通報事務の取止めについて (厚生省引揚援護局復員課長発/各都道府県世話, 厚生世話, 援護, 社会課長宛)	
64	31. 05. 23	第23回国会衆議院海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会で受田新吉議員 (社会党) が, 沖縄人死者の靖国神社合祀について質問		【398】
65	31. 06. 04	復員第408号	靖国神社合祀事務処理に関する希望質疑事項に対する回答送付について (厚生省引揚援護局復員課長発各都道府県世話〔社会, 援護, 厚生援護, 厚生世話〕課〔部〕長宛)	【200】 【197】 ～ 【199】
66	31. 06. 19	復員第428号	陸軍関係祭神名票 (昭和30年4月、10月合祀済みの分) の送付について (厚生省引揚援護局復員課長発各都道府県世話〔社会, 援護, 厚生援護, 厚生世話〕課〔部〕長, 未帰還調査部宛)	【201】 【202】
67	31. 07. 11	復員第479号	靖国神社合祀事務のための戦没者調査票の整備について (厚生省引揚援護局復員課長発各都道府県世話〔社会, 援護, 厚生援護, 厚生世話〕課〔部〕長宛)	【203】
68	31. 07. 21	復員第531号	昭和31年秋季靖国神社合祀予定者の祭神名票処理現況について (厚生省引揚援護局復員課長発各都道府県世話〔社会, 援護, 厚生援護, 厚生世話〕課〔部〕長宛)	【204】 【205】
69	31. 08. 08	援発第3046号	旧陸軍関係昭和32年春季靖国神社合祀事務について (厚生省引揚援護局長発)	
70	31. 08. 08	復員第588号	旧陸軍関係昭和32年春季靖国神社合祀事務について (厚生省引揚援護局復員課長発)	

71	32. 02. 14	援発第3008号	昭和32年度における旧陸軍関係靖国神社合祀事務に協力するための都道府県事務要領 (厚生省引揚援護局長発/各都道府県, 復員連絡局, 同支部宛)	【207】
72	32. 02. 14	復員第94号	旧陸軍関係昭和32年秋季靖国神社合祀事務の細部について (厚生省引揚援護局復員課長発/復員連絡局, 同支部長, 都道府県主務課長宛)	
73	32. 04. 21	大八木研吉合祀		
74	32. 04. 26	援発第3025号	昭和32年秋季合祀予定者の追加について	
75	32. 04. 26	復員第263号	昭和32年秋季合祀予定者の追加等の事務の細部について (厚生省引揚援護局復員課長発/都道府県主務課長宛)	【208】 【209】
76	32. 06. 03	合祀事務に関する厚生省引揚援護局関係者との第1回連絡会議		【210】 ～ 【213】
77	32. 06. 06	援発第3034号	「昭和32年度における旧陸軍関係靖国神社合祀事務に協力するための都道府県事務処理要領」中一部改正について (厚生省引揚援護局長発/各都道府県, 復員連絡局, 同支部宛)	
78	32. 06. 06	復員第373号	昭和32年秋季合祀予定者の数について (厚生省引揚援護局復員課長発/各都道府県主務課長宛)	【214】
79	32. 08. 23	援発第3050号	旧陸軍関係昭和33年春季靖国神社合祀事務について (厚生省引揚援護局長発/各都道府県, 復員連絡局, 同支部長宛)	【215】
80	32. 10. 04	合祀基準に関する打合会 (第2回)		【225】 【227】
81	32. 10. 17	釋氏美胤合祀, 松岡徳一合祀		
82	32. 11. 06	合祀基準に関する打合会 (第3回)		【226】 【227】 【228】
83	32. 11. 21	復員第1158号	旧陸軍関係昭和33年春季靖国神社合祀予定者選考基準の「外地」の解釈について (厚生省引揚援護局復員課長発/連絡局, 同支部長, 都道府県主務課長宛)	【229】
84	33. 02. 17	復員第186号	旧陸軍祭神名票について (厚生省引揚援護局復員課長発/都道府県主務課長宛)	
85	33. 04. 09	合祀基準に関する打合会 (第4回)		【232】 【230】 【231】
86	33. 04. 11	第4回会議の結果を再検討せし事項に関し三浦事務官に対する質疑応答 (その一, その二)		【233】 【234】
87	33. 04. 21	小谷啓介合祀, 小谷博合祀		
88	33. 04. 30	援発第3036号	昭和33年度における旧陸軍関係靖国神社合祀事務に協力するための都道府県事務要領 (厚生省引揚援護局長発/各都道府県知事, 復員連絡局, 同支部長宛)	【236】 【237】
89	33. 04. 30	復員第450号	昭和33年秋季靖国神社合祀事務等の細部について (厚生省引揚援護局復員課長発/都道府県主務課長宛)	【238】
90	33. 05. 30	合祀基準に関する打合会 (第5回)		【240】 【241】

91	33. 06. 10	復員第613号 ／業務二第 1007号の102	外地戦争裁判未決死亡者の靖国神社合祀のための事務について (厚生省引揚援護局復員課長, 同業務第二課長発/地方復員部長, 都道府県主務課長宛)	【242】
92	33. 06. 13	復員第640号	昭和33年秋季靖国神社合祀事務等の細部について〔追加〕(厚生 省引揚援護局復員課長発/各都道府県主務課長宛)	
93	33. 06. 24	合祀基準に関する打合会 (第6回)		【246】 【247】 【245】
94	33. 09. 12	合祀基準に関する打合会 (第7回)		【248】
95	33. 10. 01	援発第3068号	旧陸軍関係昭和34年春季靖国神社合祀事務について(厚生省引揚 援護局長発/各都道府県知事宛)	【249】
96	33. 10. 01	復員第1116号	昭和34年春季靖国神社合祀事務等の細部について(厚生省引揚援 護局復員課長発/都道府県主務課長宛)	【250】
97	33. 10. 09	引揚援護局次長らによる「従来の合祀基準外の者について(説明会)」(靖国神社 責任役員会席上) --戦犯関係死亡者等について, 神社側で早急に決定してもらい たいと要請		【251】 ～ 【256】
98	33. 12. 04	引揚援護局次長らによる「将来靖国神社に合祀すべきか否かを決定すべき者につ いての説明会」(靖国神社総代会席上) --戦犯として刑死し又は拘禁中自決又 は病死した者等の合祀について検討を要請		【257】 【252】 ～ 【255】
99	34. 01. 19	復員第67号	沖縄県庁職員の靖国神社合祀等について(厚生省引揚援護局復員 課長発)	【258】
100	34. 01. 30	復員第130号	昭和34年春季靖国神社合祀事務等の細部について〔連絡〕(厚生省 引揚援護局復員課長発/都道府県主務課長宛)	【260】
101	34. 03. 10	復員316	日本国との平和条約11条関係合祀予定者の祭神名票送付につい て(厚生省引揚援護局復員課長発/靖国神社調査部長宛)	【261】
102	34. 04. 04	事務連絡 (法) 第7号	平和条約第11条関係死没者の靖国神社合祀について(厚生省引揚 援護局復員課史料班長発) --戦犯関係死亡者の合祀については公 表しないことを靖国神社が希望しているのでお含みおき下さい	【262】
103	34. 05. 18	事務連絡 (法) 第19号	昭和34年春季合祀の平和条約第11条関係死没者遺族に対する戦 没者遺族旅客運賃割引証の送付について(厚生省引揚援護局復員 課史料班長発)	
104	34. 06. 30	援発第3042号	旧陸軍関係昭和34年秋季靖国神社合祀事務について(厚生省引揚 援護局長発/都道府県知事宛)	【263】
105	34. 06. 30	復員第691号	昭和34年秋季靖国神社合祀事務等の細部について(厚生省引揚援 護局復員課長発/都道府県主務課長宛)	【264】
106	34. 07. 11	援発第3047号	昭和34年秋季靖国神社合祀基準の追加について(厚生省引揚援護 局長発/都道府県知事宛)	【265】
107	34. 07. 11	復員第740号	昭和34年秋季靖国神社合祀事務等の細部の追加について(厚生省 引揚援護局復員課長発/都道府県主務課長宛)	【266】
108	34. 07. 30	援発第784号	国家総動員法に基づく徴用又は協力中の死亡者の合祀事務につ いて(厚生省引揚援護局復員課長発/都道府県主務課長宛)	
109	34. 08. 13	復員第848号	軍人軍属で戦時死亡宣告をうけた者の靖国神社合祀について(厚 生省引揚援護局復員課長発/都道府県主務課長宛)	【267】

110	34. 09. 01	復員第982号	昭和34年秋季靖国神社合祀予定者の祭神名票の送付について (厚生省引揚援護局復員課長発/都道府県主務課長宛)	
111	35. 03. 31	復員第376号	旧陸軍共済組合員の戦没者の靖国神社合祀事務について (厚生省引揚援護局復員課長発/都道府県主務課長宛)	
112	35. 07. 01	援発第3033号	旧陸軍関係昭和35年秋季靖国神社合祀事務について	【268】
113	35. 07. 01	復員第982号	昭和35年秋季靖国神社合祀事務等の細部について (厚生省引揚援護局復員課長発/都道府県主務課長宛)	【269】
114	35. 08. 08	復員第1398号	靖国神社の合祀基準について (厚生省引揚援護局復員課長発/都道府県主務課長宛)	【270】 【271】
115	36. 06. 27	復員第1051号	戦争裁判関係死没者の遺書等を靖国神社宝物遺品館に陳列するため出品のあっせんについて (厚生省援護局復員課発/各都道府県宛)	
116	36. 07. 05	援発第3024号	旧陸軍関係の昭和36年秋季靖国神社合祀事務について (厚生省援護局長発/各都道府県宛)	【273】
117	36. 07. 05	復員第1101号	昭和36年秋季靖国神社合祀事務等の細部について (厚生省援護局復員課長発/各都道府県主務課長宛)	
118	36. 08. 25	昭和36年度における第4回合祀関係研究会一保留中となっていたA級及びBC級で調査中又は反証上不適当なものを除き全部合祀することを決定		【277】 【274】 【275】 【276】
119	37. 03. 22	援発第3017号	旧陸軍関係の昭和37年度靖国神社合祀の協力事務について (厚生省援護局長発/各都道府県宛)	【278】 【279】
120	37. 03. 22	復員第628号	旧陸軍関係の昭和37年度靖国神社合祀の協力事務の細部について (厚生省援護局復員課長発/各都道府県主務課長宛)	【280】 【281】
121	38. 05. 13	全国世話課長懇談会 (靖国神社主催)		【284】
122	38. 06. 10	援発第3007号	旧陸軍関係の昭和38年度靖国神社合祀の協力事務について (厚生省援護局長発)	【282】
123	38. 06. 10	復員第444号	旧陸軍関係の昭和38年度靖国神社合祀の協力事務等の細部について (厚生省援護局復員課長発/各都道府県主管課長宛)	【283】
124	39. 05. 11	合祀事務担当者会同		【285】
125	39. 06. 09	援発第3016号	旧陸軍関係の昭和39年度靖国神社合祀の協力事務について (厚生省援護局長発/各都道府県知事宛)	【286】
126	39. 06. 09	復員第449号	旧陸軍関係の昭和39年度靖国神社合祀の協力事務等の細部について (厚生省援護局復員課長発/各都道府県宛)	【288】
127	39. 06. 22	復員第467号	祭神名票の返送について (厚生省援護局復員課長発/各都道府県主務課長宛)	【289】

128	39. 12. 22	復員第831号	昭和40年度以降の旧陸軍関係戦没者の靖国神社合祀事務の協力要領について (厚生省援護局復員課長発/各都道府県民生主管部長宛)	【290】 【291】
129	40. 06. 08	調査第153号	旧陸軍関係戦没者の昭和40年度以後の靖国神社合祀事務に対する協力等について	
130	40. 12. 08		合祀事務に関する打合会—戦犯処刑者はA級及び陸軍刑法と一般刑法を受けその身分を失っている者は保留し、その他は合祀する (第三国出身者を含む)	【298】
131	41. 01. 24	調査第27号	旧陸軍関係戦没者の昭和41年度靖国神社合祀事務について (厚生省援護局調査課長発/都道府県民生主管部長宛)	【300】
132	41. 02. 08	調査第74号	靖国神社未合祀の戦争裁判関係死没者に関する祭神名票の送付について (厚生省援護局調査課長発/靖国神社調査部長宛) —A級戦犯12名等の祭神名票送付	【301】 【302】
133	42. 04. 07	調査第241号	旧陸軍関係戦没者の靖国神社合祀事務の協力について (厚生省援護局調査課長発/都道府県民生主管部長宛)	【303】
134	42. 05. 08		合祀事務連絡会議	【305】 【306】
135	42. 06. 20		合祀事務に関する打合	【307】
136	43. 05. 28	調査第318号	旧陸軍関係戦没者の靖国神社合祀事務の協力について〔通知〕 (厚生省援護局調査課長発/各都道府県民生主管課長宛)	【308】
137	44. 01. 31		合祀に関する検討会—法務死亡者 (A級12名, 内地未決死没者10名) は合祀可と確認	【309】
138	44. 03. 03	調査第130号	旧陸軍関係戦没者の靖国神社合祀事務の協力について〔通知〕 (厚生省援護局調査課長発/各都道府県民生主管課長宛)	【310】
139	45. 02. 10		合祀に関する検討会	【311】
140	45. 04. 03	調査第278号	旧陸軍関係戦没者の靖国神社合祀事務の協力について (厚生省援護局調査課長発/都道府県民生主管部長宛)	【312】
141	45. 06. 25		合祀事務に関する打合—法務関係 (A級12名, 内地未決2名) は諸状況を勘案保留とする	【313】
142	45. 08. 04	調査第454号	旧陸軍関係戦没者の靖国神社合祀協力事務の参考資料送付について (厚生省援護局調査課長発/各都道府県民生主管部長宛)	【314】
143	45. 11. 04		〔靖国神社合祀事務協力に関する通知の廃止と戦没者の身分等の調査〕 (厚生省援護局調査課長発/各都道府県主管課長宛)	【316】
144	46. 01. 05	調査第4号	戦没者の身分等の調査事務に関する会議の細部について〔通知〕 (厚生省援護局調査課長発/各都道府県民生主管部長宛)	【317】 【318】
145	46. 02. 02	援発第119号	旧陸軍関係戦没者身分等調査事務処理要領について〔通知〕 (厚生省援護局長発/各都道府県知事宛)	【319】 【320】

146	46. 02. 10	調査第47号	旧陸軍関係戦没者の身分等調査の実施について〔通知〕(厚生省援護局調査課長発/各都道府県民生主管部長宛)	【321】 ～ 【326】
147	46. 03. 23	調査第110号	旧陸軍関係戦没者身分等調査事務担当者会議における質疑回答集の送付について(厚生省援護局調査課長発/各都道府県民生主管部長宛)	【327】 ～ 【329】
148	47. 02. 28	調査第54号	旧陸軍関係戦没者身分等調査の実施について(厚生省援護局調査課長発/各都道府県民生主管部局長, 沖縄・北方対策庁沖縄事務局次長宛)	【330】 【331】
149	48. 03. 28	調査第100号	旧陸軍関係戦没者身分等調査の実施について〔通知〕(厚生省援護局調査課長発/各都道府県民生主管部局長宛)	
150	49. 07. 02	調査第992号	旧陸軍関係戦没者身分等調査の実施について〔通知〕(厚生省援護局調査課長発/各都道府県民生主管部長宛)	
151	49. 09. 25		霊璽奉安祭参列代表遺族選定依頼取止めについて(靖国神社社務所発/各都道府県民生援護主管課長宛)	
152	49. 12. 21	靖調第124号	昭和49年10月合祀者名簿の送付及び合祀通知状のことについて(靖国神社社務所発/都道府県援護課長宛)	
153	50. 06. 13	調査第1373号	旧陸軍関係戦没者身分等調査の実施について〔依頼〕(厚生省援護局調査課長発/各都道府県援護事務主管課長宛)	
154	51. 06. 04	調査第1216号	旧陸軍関係戦没者身分等調査票の作成について〔依頼〕(厚生省援護局調査課長発/各都道府県援護事務主管課長宛)	
155				
156	52. 04. 27	調査第932号	旧陸軍関係戦没者身分等調査票の作成について〔依頼〕(厚生省援護局調査課長発/各都道府県援護事務主管課長宛)	
157	53. 10. 17	刑死, 獄死, 未決病死したA級戦犯14名合祀(判明したのは54. 04. 19)		
158	53. 06. 01	調査第1091号	旧陸軍関係戦没者身分等調査票の作成について〔依頼〕(厚生省援護局調査課長発/各都道府県援護事務主管課長宛)	
159	54. 06. 26	業一調第1145号	旧陸軍関係戦没者身分等調査票の作成について〔依頼〕(厚生省援護局調査課長発/各都道府県援護事務主管課長宛)	
160	55. 05. 27	業一調第10950号	旧陸軍関係戦没者身分等調査票の作成について〔依頼〕(厚生省援護局調査課長発/各都道府県援護事務主管課長宛)	
161	56. 04. 28	謹啓	援護法, 恩給法による年金等, 公務扶助料の裁定状況の教示依頼(靖国神社発/厚生省援護局業務第一課長宛)	
162	56. 05. 11	(案) 業一調第10762号	戦没者身分等調査票の作成について〔依頼〕(厚生省援護局業務第一課長発/各都道府県援護事務主管課長宛)	
163	57. 04. 01	謹啓	援護法, 恩給法による年金等, 公務扶助料の裁定状況の教示依頼(靖国神社発/厚生省援護局業務第一課長宛)	
164	57. 04. 20	(案) 業一調第10681号	戦没者身分等調査票の作成について〔依頼〕(厚生省援護局業務第一課長発/各都道府県援護事務主管課長宛)	
165	58. 04. 01	謹啓	援護法, 恩給法による年金等, 公務扶助料の裁定状況の教示依頼(靖国神社発/厚生省援護局業務第一課長宛)	
166	58. 04. 13	業一調第10655号	戦没者身分等調査票の作成について〔依頼〕(厚生省援護局業務第一課長発/各都道府県援護事務主管課長宛)	

167	59. 05. 04	謹啓	援護法, 恩給法による年金等, 公務扶助料の裁定状況の教示依頼 (靖国神社発/厚生省援護局業務第一課長宛)	
168	59. 05. 22	業一調第 11080号	戦没者身分等調査票の作成について〔依頼〕(厚生省援護局業務 第一課長発/各都道府県援護事務主管課長宛)	
169	60. 04. 01	謹啓	援護法, 恩給法による年金等, 公務扶助料の裁定状況の教示依頼 (靖国神社発/厚生省援護局業務第一課長宛)	【333】
170	60. 04. 11	前略	講和条約発効後の死没者合祀について調査依頼 (靖国神社発/厚 生省援護局業務第一課長宛)	【334】
171	60. 05. 22	業一調第 10945号	戦没者身分等調査票の作成について〔依頼〕(厚生省援護局業務 第一課長発/各都道府県援護事務主管課長宛)	【332】
172	61. 04. 01	謹啓	援護法, 恩給法による年金等, 公務扶助料の裁定状況の教示依頼 (靖国神社発/厚生省援護局業務第一課長宛)	
173	61. 05. 22	業一調第 10539号	戦没者身分等調査票の作成について〔依頼〕(厚生省援護局業務 第一課長発/各都道府県援護事務主管課長宛)	

以 上

靖國神社合祀を3年間で完了する国家計画に基づく打合会一覧表

新資料集により原告ら作成

番号	会合名称	開催 日 昭和	開催 場所	出席者		打合内容	新資料 番号
	(神社側記録)			国側	神社側		
1	政府予算 戦没者調査費関連 靖國神社合祀事務 打合(第1 回打合会)	31. 1. 23	神社 記念 殿貴 賓室	引揚援 護局板 垣復員 課長, 浜 田事務 官, 松浦 庶務課 長, 厚生 省本部 復員連 絡課長	池田権 宮司, 鈴 木彌宜, 木曾主 典	31年度政府予算戦没者調査費480万円計上 見通しにより, 合祀事務打合。 1. 神社は既合祀者名簿を各県に送り, 各県 はこれを原簿に登録する。 2. 各県は祭神名票を作成し引揚援護局に送 る。引揚援護局はこれにより祭神簿を作成 し祭神名票とともに神社に送る。神社はこ れにより霊璽簿を作成するとともに合祀通 知状を作成し各県に送る。各県はこれを各 遺族に送る(但, この分担は各県の実情を把 握し更に検討する)。 3. 31年10月合祀は20年9月3日以降戦没者で 差し支えない範囲を予定する。	【182】 【183】
2	これからの靖國神 社合祀事務打合会 (第2回打 合会)	31. 2. 9	神社 調査 部長 室	引揚援 護局板 垣復員 課長, 椎 名事務 官, 外1 名	鈴木彌 宜, 木曾 主典	第1回打合会内容の次の部分を変更。 1. 未作成祭神名票中29年10月合祀は神社で 作成, それ以外は全部引揚援護局で作成す る。 2. 祭神簿等は全部神社で作成する。	【188】
3	合祀事務 に関する 厚生省引 揚援護局 関係者との第1回連 絡会議	32. 6. 3	神社 社務 所 書院 の間	引揚援 護局板 垣復員 課長, 三 浦事務 官, 浜田 事務官, 村岡業 務第二 課長, 阿 部事務 官, 大塚 事務官	池田権 宮司, 鈴 木調査 部長, 木 曾次長, 阿部第 一課長 (奉賛 会) 岩重 事務総 長外4課 長	神社側がその作成した「合祀基準概要」及び「未合祀数調査票」を説明し, 国側に質問。国側は次のとおり回答, 確認。 1. 従来の合祀基準該当数は陸軍36万, 海軍12万5000。 2. 従来の合祀基準外の数陸軍5万。 3. 内地の平病死, 公務ではないが自己の重大な過失でない者(援護法4条2項), 戦犯, 責任自殺は年金を支給されているが現在合祀対象外。 4. 陸軍, 海軍とも朝鮮, 台湾人の戦死者の資料はあるが遺族が不明であり戦死状況の詳細な資料はない。 5. 神社が今後の未合祀者を一般に説明する場合の数は約70万で可。 6. 学徒動員等準軍属として取り扱われているものは将来無給の陸軍軍属の身分となる。 7. 32年秋合祀予定(名票送付)は27, 8万, 58年4月は約7, 8万, 同年10月は約2, 3万, 内地の在郷死は58年頃の提出となる, 現在未帰還者が約3万5000あるが個人審査が必要なので(名票送付まで)相当の日数を要する見込み。	【210】 【211】 【212】 【213】

4	合祀基準に関する打合会 (第2回)	32.10.4	神社事務所 書院の間	引揚援護局復三浦事務官, 業務2課阿部事務官, 大塚事務官	池田権宮司, 木曾主典, 阿部囑託	1. 従来の合祀範囲の者約50万のうち, 33年春の合祀は陸軍10万, 海軍3万, 同年秋の合祀は陸軍10万, 海軍3万5000を予定。 2. 33年春秋合祀後の残数の内容について更に検討し, 全く従来の合祀基準外のものの資料の整理を行うことにより初めて合祀基準の詮議の段階に入れる。そのような趣旨で今回から数回にわたって談合の会を持ちたい。	【225】 【227】
5	合祀基準に関する打合会 (第3回)	32.11.6	神社事務所 書院の間	引揚援護局復三浦事務官, 業務2課阿部事務官	池田権宮司, 木曾主典, 阿部囑託 (奉賛会側) 岩重総長以下4名	一、従来の合祀範囲の戦地死没者の残数2万の外, 次のものが陸, 海軍とも合祀対象となるので, 各県世話課及び各地方復員部に資料提出を求め, 個々につき審議しなければならない。 1. 戦地死没だが援護法で却下裁定された理由が遺族関係にあるもの 4100 2. 戦地死没で援護法4条2項裁定済のもの 2400 3. 戦地死没で公扶又は年金未請求であるが, 上記1, 2に該当するもの 1万9000 4. 公務裁定済みで戦地で発病し, 帰還後在隊死亡したもの, 及び在郷死亡者で発病後3年以内に死亡したもの 4万4000 5. 沖縄県知事以下県庁職員 6. 戦闘参加の準軍属 8200 7. 原爆その他敵の攻撃により死亡した学徒動員, 女子挺身隊員 1万0300 8. 前項の原因で死亡した国民勤労報国令により徴用されたもの 9. 特攻兵器訓練中死亡者 二、法務死のうち軍法会議死刑者及び獄内病死者は合祀しない, 戦犯処刑者及び病死者は後日詮議する。	【226】 【227】 【228】

6	合祀基準に関する打合会 (第4回)	33. 4. 9	神社事務所 書院の間	引揚援護局復員課三浦事務官, 奥森事務官, 業務第2課阿部事務官, 大塚事務官	池田権宮司, 坂本禰宜, 鈴木禰宜, 木曾主典, 阿部囑託 (奉賛会側) 岩重総長, 外4課長, 1主事	一、陸軍の33年10月合祀は次のものとする。 1. 軍人軍属で戦地又は外地で公務により死亡したもの (従来の基準内のものの残数) のうち、公務扶助料・遺族年金・弔慰金の裁定の終わったもの 約1万 2. 軍人で戦地又は外地で死亡したもので、援護法4条2項の規定により公務とみなされたもの 約2500 3. 軍人軍属で戦地又は外地において公務により受傷り病し上記以外の地域で死亡したもののうち、公務扶助料、遺族年金、弔慰金の裁定の終わったもの 約4万 4. 軍人軍属で満州で公務により受傷り病したもののうち、公務扶助料、遺族年金、弔慰金の裁定の終わったもの 約1000 5. 軍人軍属で1～4に該当しないが合祀を適当とするもの (内地扱いの朝鮮、台湾、樺太における4項該当者を含む) は個別審査による。 二、海軍は従来の基準内のもの 3万6000 三、陸海軍とも朝鮮、台湾出身者を34年4月合祀できるよう名票準備を行う予定。 四、援護局の意向として、「B級以下で個別審議して差支えない程度でしかも目立たないよう合祀に入れては如何。神社側として研究して欲しい。」神社側回答「総代会に相談してみる。その上で更に打合会を開きたい。」	【232】 【230】 【231】
7	第4回会議の結果を再検討せし事項に関し三浦事務官に対する質疑応答 (その一、その二)	33. 4. 11		引揚援護局復員課三浦事務官	木曾次長	合祀基準に関する打合会 (第4回) の結果について、その詳細や不明点に関する神社の木曾次長 (質問者) と援護局復員課三浦事務官 (回答者) との質疑応答	【233】 【234】
8	合祀基準に関する打合会 (第5回)	33. 5. 30	神社事務所 書院の間	引揚援護局復員課三浦事務官, 奥森事務官, 業務第2課阿部事務官	池田権宮司, 坂本禰宜, 鈴木禰宜, 木曾主典, 阿部囑託	1. 33年10月合祀完了後に残る未合祀者の資料及び従来の基準外のもので今後合否を決定すべきものの資料は、三浦事務官の手許で具体的資料を作成し、それに基づいて他日再び談合する。 2. 33年10月合祀予定者として援護局より提出される資料の内容についての総代会説明は、いずれも従来の合祀基準該当者のうち旧陸軍関係で約12万、旧海軍関係で約3万5000とする。	【240】 【241】

9	合祀基準に関する打合会 (第6回)	33. 6. 24	神社務所 書院の間	引揚援護局復員課三浦事務官, 田島事務官, 奥森事務官, 業務第2課阿部事務官	池田権宮司, 坂本禰宜, 木曾主典, 阿部囑託	援護局復員課三浦事務官の手許で取りまとめた「将来靖國神社に合祀すべきか否かを決定すべき者」について同事務官より説明。そのうち三項 (法務関係死亡者) については田島事務官がつぎのとおり説明。 「要するに殆どが職務上の責任を問われて処刑され或いは拘禁中病死又は自決した者であって, 合祀資格審査上甲乙を付することは困難な状況である。而して又全部を同時に合祀の審議を行うことも諸種の事情で適切でないことも考慮され, 又全体の合祀が為に遅れては困るので, 主として先ず外地で死亡した者の合祀を行い次に内地関係を審議することにしては如何と思う。」 これに対し, 神社側は次のとおり回答。 「総代会に計らねばならないから来る10月合祀予定としては間に合わないと思うが尚死没の状況を大別して更に資料を分類し, その資料に基づいて如何なる順序に合祀手続を行うか, 又合祀資料としての記載要領等についても研究したいと思う。」	【246】 【247】 【245】
10	合祀基準に関する打合会 (第7回)	33. 9. 12	神社務所 書院の間	引揚援護局復員課三浦事務官, 田島事務官, 業務第2課阿部事務官, 大塚事務官	池田権宮司, 坂本禰宜, 木曾主典, 阿部囑託	戦犯関係について援護局作成の「戦争裁判刑死調査表」及び「拘禁中死亡者調査表」に基づき, 田島事務官より説明。説明後の質疑応答においてとくに戦犯関係につき, 三浦・田島事務官はつぎのとおり神社側に要請した。 「要するに職務上犠牲になった者或いは事実上反した訴因或いは捏造訴因によるものであって, 合祀審査上では何れがよい, 何れが不適格と言う事は出来ないが, 全部同時に合祀することには種々困難もありすることであるから先ず外地刑死者を合祀のことに目立たない範囲で諒承して欲しい。名票作製は全部出来ているから何時でも上申出来るよう準備は完了している。これは県世話課を通じると目立つのでそれ等を考慮し, 目立たない方法として法務室だけで準備したものであって遺族の現住所も全部調査が済んでいる。」 これに対し, 神社側は「説明を諒承したが合祀については役員会, 総代会の機関に計らねばならぬので合祀するとしても今度 (10月) の合祀には間に合いかねると思われるからこの点諒承願いたい。」と回答。	【248】

11	従来の合祀基準外の者について(説明会)	33. 10. 9	神社責任役員で援護局職員が説明	引揚援護局長, 山次島事務官, 三浦事務官, 阿部事務官	筑波宮司, 池田総代, 館田権宮司, 坂本禰宜, 鈴木禰宜, 木曾主典, 藤島主事	「将来靖國神社に合祀すべきか否かを決定すべき者」について, 神社側で早急に決定してもらいたいとの援護局の要請があり, その検討のため神社から援護局に対し, 神社の責任役員会で説明をする事を希望し, 援護局がこれに応じて出席, 資料を配布して説明した。 うち, 公務(戦犯)関係死亡者に関する配布資料は, 「明らかに事実無根等と認められるにもかかわらず戦争裁判において死刑の判決を受け刑死した者の事例等について」と題するもの。	【251】 【252】 【253】 【254】 【255】 【256】
12	将来靖國神社に合祀すべきか否かを決定すべき者についての説明会	33. 12. 4	神社事務所書院の間	引揚援護局長, 山次島事務官, 三浦事務官, 阿部事務官	筑波宮司, 池田権宮司, 坂本禰宜, 鈴木禰宜, 木曾主典, 細井主典, 北白川祥子ら総代8名(奉賛会)岩重事務総長	援護局が神社の総代会に出席, 2か月前の責任役員会と同じ資料を配布して説明した。総代から「今後十分検討せねばならぬ」との発言あり。	【257】 【252】 【253】 【254】 【255】

13	昭和36年度における第4回合祀関係研究会	36. 8. 25	神社事務所 書院の間	引揚援護局復員課三浦事務官, 業務第2課阿部事務官	筑波宮司, 池田権宮司, 坂本禰宜, 木曾禰宜	一, 目的—援護局側より提示されていた「将来靖國神社に合祀すべきか否かを決定すべき者」について爾来研究審議が行われ, その中総代会の決定に基づいて合祀の取運びとなったものもあるが, 保留となっているものについて昭和36年度内において現在まで3回の研究会を開催し一応の検討がなされたので, これ等の経過を当初のものから取り纏め「終戦後における合祀審議の状況」を(神社側で)作製, これに基づいて経過説明を行い, これが取り扱い方について現段階における最終決定を行わんとするものである。 二, 決定—軍人軍属の内地, 朝鮮, 台湾及び樺太等に置いて受傷罹病した公務死亡者で保留中のものは全部合祀, A級及びBC級で調査中又は反証上不適当なものを除き全部合祀	【277】 【274】 【275】 【276】
14	全国世話課長懇談会(神社主催)	38. 5. 13	記録なし	記録なし	記録なし	神社側が, 神社の現況・要望事項を印刷, 出席者に配布。合祀関係要望事項は次のとおり。 1. 従来の基準内で合祀洩れのないよう特にご配慮願いたい。 2. 新たに基準に加えられる分について, 近く援護局より通知があることになっているから, よろしく願いたい。 3. 既合祀の祭神名票を全部纏めて50音順に整理の結果, 重複等疑義のあるものが発見された為, …調査は祭神名票を作製した県原簿に依る外はないので, 近く文書を以てこれが調査をお願いするから, …よろしく願う致したい。	【284】 の末尾に抜粋されている資料から読み取り
15	合祀事務担当者会同	39. 5. 11	靖國神社第一応接室	厚生省援護局復員課大野課長, 石田課長補佐, 中島事務官, 業務第2課村岡課長, 阿部課長補佐, 脇田事務官	池田権宮司, 木曾禰宜	合祀事務の現状(問題点)を確認すると共に意見を交換し, 事務的に処理出来るものはこれが調整を図り, 又今後の審議の為の足掛かりとしての目的を以て本会同を実施。(会同の結果は収録されていない)	【285】

16	合祀事務に関する打合会	40.12.8	神社事務所第二応接室	厚生省援護局調査課三浦課佐, 中島事務官, 業務第2課阿部課長補佐	池田権宮司, 木曾禰宜	一、後日審議の為保留となっているものについて、次のとおり取扱方決定 1. 各隊保有の資料中未合祀者のすべてを名票として全部を神社に提出する。神社は右資料を受けて最終決定を行う。 2. 戦犯処刑者については援護局で全部の名票を作製する。うちA級は保留とし、その他は合祀。 3. 特別未帰還者のうちソ連で死亡した者は合祀、満州で死亡した者は保留(自らの意志で中共軍に入りたる後で死亡した者がかなり有るが、これらを判別する資料がないため) 4. 特例法扶助料該当者陸軍2万9000, 海軍1万2700のうち在隊中伝染病, 肺結核等, 栄養失調等による死亡者は合祀, その他は保留 5. 沖縄疎開学童死亡者は合祀 6. 阿波殉難者中軍人軍属, 船員は合祀済, その他は合祀を促進する 7. 軍需工場にて作業中の死亡者は合祀	【298】
17	合祀事務連絡会議	42.5.8	神社洗心亭	厚生省援護局西村調査課長, 石田補佐, 山野係長, 中島事務官, 村岡業務第2課長, 阿部補佐, 高城事務官	池田権宮司, 木曾禰宜	今回合祀することになった者、次のとおり 1. 戦地・外地で精神病罹病内地帰還後本籍地等で死亡した者。但し特別な死亡状況による者は保留する。 2. 内地における公務受傷罹病により6年以内に死亡したもの(従来は3年以内)。 3. 一般邦人の法務死亡者。 4. 阿波丸殉難者のうち外務省官吏及びその家族。 5. 服務関連死没者で在隊在院中死没者。 6. 服務関連死没者で帰郷後の死没者。 7. 特別帰還者でソ連地域で死亡したもの。 8. 特別帰還者の戦時死亡宣告者でソ連地域のもの。 各項とも27年4月27日迄死亡者のこと。新たに合祀陳情のあった軍艦「河内」殉難者は「平時訓練中の事故死」であるが故に…考慮するとすれば将来自衛隊殉職と同時に扱われるべきである。	【305】 【306】
18	合祀事務に関する打合	42.6.20	神社洗心亭	厚生省援護局西村調査課長, 石田課長補佐, 中島事務官, 村岡業務第2課長, 阿部課長補佐, 高城事務官	池田権宮司, 木曾禰宜	次の者の合祀に異議はない。 1. 長崎医科大学原爆犠牲学徒。 2. 阿波丸殉難者。 3. 沖縄の消極的戦闘協力者(満6才以下又は65才以上の者)。 4. 長崎医科大学学生と共に授業中原爆により死亡した教職員。 5. 対馬丸疎開学童付添教職員中未合祀とされていた内地本籍者。 6. 広島原爆犠牲国民義勇隊員中未合祀の教職員。 合祀完了のための事務的方途を講ずる為には援護局ブロック事務担当者会合等があれば…神社側よりも出向して説明を行う等積極的に協力要請し度い…旨申入れ、援護局側も諒承す。	【307】

19	合祀に関する検討会	44. 1. 31	神社 社務所	厚生省 援護局 西村調 査課長, 石田補 佐, 山野 業務班 長, 中島 資料係 長, 村岡 業務第2課 長, 阿部 補佐, 脇 田補佐, 元木係 長	池田権 宮司, 木 曾禰宜	次のことを再確認した。 1. 戦地 (援護法所定) における消極的戦闘協力者は引揚者給付金及び在外財産関係事務が終了してから期間, 地域等一定の基準を設けて該当者の資料を県から提出させる。 2. サイパンから内地強制疎開中の一般人死没者は合祀可。 3. 法務死没者 (A級12名, 内地未決死没者10名) は合祀可。 4. 防空法による防空従事中の死没者中公務員は合祀可, 一般は今後調査を進める。	【309】
20	合祀に関する検討会	45. 2. 10	神社 社務所	厚生省 援護局 柏井補 佐, 山崎 班長, 中 島班長 (前資料 係長), 堀資料 係長 (新 任), 阿部補 佐, 脇田 補佐	池田権 宮司, 木 曾禰宜	次のことを再確認した。 1. 戦地における消極的戦闘協力者は研究課題とする。 2. サイパンから内地強制疎開中の一般人死没者は研究課題とする。 3. 防空法による防空従事中の死没者は公務員一般とも, 改正援護法により裁定された者は合祀可	【311】
21	合祀事務に関する打合	45. 6. 25	神社 社務所	厚生省 援護局 調査課 小澤補 佐, 山野 班長, 堀 係長, 業 務第2課 横溝課 長, 脇田 補佐, 元 木係長	池田権 宮司, 木 曾禰宜	次のことを再確認した。 1. 戦地における消極的戦闘協力者は特別給付金支給の対象となっており, この事務が46年3月で終わるので, その段階で検討することとし, 研究課題として置く。 2. サイパンから内地強制疎開中の一般人死没者も上記と同様とする。 3. 防空法による防空従事中の死没者は公務員一般とも, 改正援護法により裁定された者は合祀可。 4. 他省関係は引揚給付金関係資料で調査する他各県についても調査する。このことについては厚生省調査課で研究する。 5. 法務関係 (A級12名, 内地未決2名) は諸状況を勘案 (合祀は当面一原告ら註) 保留とする。	【313】

別紙

原告代理人目録

〒578-0971

東大阪市鴻池本町6-27 加島・田中法律事務所

TEL: 06-4309-9550 FAX: 06-4309-9555

原告ら訴訟代理人 弁護士 加 島 宏



〒530-0047

大阪市北区西天満4丁目6-3 ヴェール中之島北303 (送達場所)

中島光孝法律事務所

TEL: 06-6131-3070 FAX: 06-6131-3071

原告ら訴訟代理人 弁護士 中 島 光 孝



〒530-0047

大阪市北区西天満3丁目14-6 センチュリー西天満ビル10階

新井邦弘法律事務所

TEL: 06-6360-0560 FAX: 06-6360-0561

原告ら訴訟代理人 弁護士 新 井 邦 弘



〒530-0047

大阪市北区西天満4丁目3-4 御影ビル7階

大川法律事務所

TEL: 06-6316-8550 FAX: 06-6316-8551

原告ら訴訟代理人 弁護士 大 川 一 夫



〒541-0041

大阪府中央区北浜2丁目1-3 北浜清友会館ビル9階

大阪ふたば法律事務所

TEL: 06-6205-9090 FAX: 06-6205-9091

原告ら訴訟代理人 弁護士 大 橋 さ ゆ り



〒530-0047

大阪市北区西天満1丁目2-5 大阪JAビル13階

大阪法律センター法律事務所

TEL: 06-6365-8142 FAX: 06-6365-8134

原告ら訴訟代理人 弁護士 康 由 美



〒790-0862

松山市湯渡町7-12 草薙法律事務所

TEL: 089-932-5050 FAX: 089-932-5050

原告ら訴訟代理人 弁護士 草 薙 順 一



〒530-0047

大阪市北区西天満4丁目6-18 アクセスビル7階

のぞみ共同法律事務所

TEL: 06-6315-8284 FAX: 06-8315-8285

原告ら訴訟代理人 弁護士 小 谷 成 美



〒530-0047

大阪市北区西天満4丁目6-18 アクセスビル7階

のぞみ共同法律事務所

TEL: 06-6315-8284 FAX: 06-8315-8285

原告ら訴訟代理人 弁護士 定 岡 由 紀 子



〒530-0047

大阪市北区西天満4丁目6-19 北ビル2号館402号

中北龍太郎法律事務所

TEL: 06-6364-0123 FAX: 06-6364-5247

原告ら訴訟代理人 弁護士 中 北 龍 太 郎



〒530-0047

大阪市北区西天満3丁目14-16 西天満パークビル3号館10階
たんぼぼ総合法律事務所

TEL : 06-6360-0550 FAX : 06-6360-0515

原告ら訴訟代理人 弁護士 丹 羽 雅 雄



〒530-0047

大阪市北区西天満4丁目9-12
安永一郎法律事務所

TEL : 06-6313-1637 FAX : 06-6313-1639

原告ら訴訟代理人 弁護士 吉 田 恵 美 子



〒530-0047

大阪市北区西天満5丁目9-3 アールビル本館10階
安富共同法律事務所

TEL : 06-6363-2801 FAX : 06-6363-3795

原告ら訴訟代理人 弁護士 和 田 義 之

